

平成22年第4回美祢市議会定例会会議録(その2)

平成22年12月1日(水曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	17番	原 田 茂
18番	村 上 健 二	19番	河 村 淳
20番	大 中 宏	21番	南 口 彰 夫
22番	安 富 法 明	23番	徳 並 伍 朗
24番	竹 岡 昌 治	25番	布 施 文 子
26番	秋 山 哲 朗		

2.欠席議員 なし

3.欠 員 1名

4.出席した事務局職員

事務局 長 重 村 暢 之 主 査 岩 崎 敏 行  
係 長 岡 崎 基 代

5.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波 佐 間 敏	総合政策部長	田 辺 剛
市民福祉部長	山 田 悦 子	病院事業局長	藤 澤 和 昭
建設経済部長	伊 藤 康 文	管理部長	山 本 勉
上下水道事業局長	中 村 弥 壽 男	総合観光部長	福 田 和 司
局長	倉 重 郁 二	総務部次長	久 保 宏 二
総 務 部 長	奥 田 源 良	総 務 部 長	末 岡 竜 夫
財 政 課 長		監 理 課 長	
総 合 政 策 部 長		総 合 政 策 部 長	
企 画 政 策 課 長		地 域 情 報 課 長	

建設経済部長  
次長  
教育長  
消防長  
美東総合支所  
代表監査委員  
市民福祉部長  
市民福祉部長  
高齡福祉課長  
教育委員会  
社会教育課長

齊藤寛  
永富康文  
坂田文和  
藤井勝巳  
三好輝廣  
古屋勝美  
白井栄次  
佐藤和美

観光振興課長  
教育委員会  
教育委員会  
事務局局長  
会計管理者  
秋芳総合支所  
監査委員  
監査委員  
市民福祉部長  
市民福祉課長  
地域福祉課長  
教育委員会  
教育委員会  
教育委員会  
文化財保護課長

西田良平  
金子彰  
久保毅  
杉本伊佐雄  
西山宏史  
田代裕司  
石田淳司  
高橋文雄

6. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

- 1 南口彰夫
- 2 高木法生
- 3 竹岡昌治
- 4 河本芳久

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第2号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において南口彰夫議員、安富法明議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。南口彰夫議員。

〔南口彰夫君 登壇〕

21番（南口彰夫君） おはようございます。さて、きょうは12月1日です。12月1日って思われぬような、空は秋空、澄み切った天気です。朝の目覚めも非常によく、快い1日となりそうです。

さて、ところが残念なことに、皆さん、MYTで1回映したんがええんじゃないかと思うんじゃないけど、このブラインドで閉鎖されて、何となくこう密室で、この協議をする。まあ、談合とは言いませんけど、議会ですから。MYTで放送されますから。

ところが、この、私が平成3年に議員になったときには、この、一般質問をするときに、あの316の道路を見てくださってやったことがあるんです。ところが今、あの316の道路っていう話をしても、全く見えんですから、その、実質質問にも議論にもならない。

これがこのMYTという放送のおかげで、逆にそのブラインドを下げなければ、ライトも含めて、きちんとできないという点からいくなれば、将来的にはブラインドを開けてもきちんと録画できるというような放送が将来望ましいのではないかと

思います。全く関係ない話ですが。

大体私の質問は、皆さんも御存知のように、最後の3分間か、もしくは5分間だけ聞いちゃけばええという伝統があります。そうした点で、率直に質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点の、美祢市と矯正施設との共生の現状と新施設の進捗状況についてです。これ、活字に並べると非常に難しいんですね。単純に言うと、今度、豊田前の矯正施設、まあ刑務所に、こちらのほうに別棟が建つということで、地元の方々も大変期待をするところが大きいと。

しかながら、既に入札が行われたと。本来なら、そのいろんな業種がにぎやかに「あれがこねえなる」、「うちはこねえな仕事せんにゃあいけん」というような話があちらこちらから入って来なければならないのに、私の耳が最近遠いせいとかどうかよくわかりませんが、入って来ないんです。で、そうした点を踏まえて、今度新しく建つ施設が一体どのような内容で、どうした形で地元と共生という形で享受できるものがあるのかどうか。まず、そういった点で1点目をお答え願いたいと思います。

それから次に、市民への行政サービスとアウトソーシングのあり方についてです。これは、これまでも議会で何度となく議論をしまいいりました。特に、その、アウトソーシングのあり方については、市長もこの合併を通じて、秋吉台、秋芳洞、さらに全国にアピールしていくためには、いろんな角度から民間の活力が必要だと。しかしながら、その民間の活力を得るためには、いろんなところの制度、また管理含めて、充実していくことが必要だということ、昨年の3月議会にも、私の一般質問に関連をして強調されています。

で、そういった点を踏まえまして、今の現状で、特に事業全体、事業のこう部分的な問題から全体、さらには美祢市が行っている補助事業、委託事業、指定管理者制度も含めながら、公共事業のあり方についても、昨年度の3月議会で質問させていただいております。で、今後のそうした方向性のあり方について、改めてお尋ねをしたいと思います。非常に、テーマとすれば難しいテーマになるのではないかと思います。そういった点を踏まえまして、できる限りわかりやすく答弁をしていただければ幸いです。

以上です。

〔南口彰夫君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 南口議員より、質問は短かったですけれども、丁寧に答弁してほしいということでありますので、全般にわたって、私は最後の3分、5分だけじゃないですから、全体をよくお聞きいただきたいと思います。それでは、南口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第1の美祢市と矯正施設との共生の現状と新施設の進捗についてであります。

美祢社会復帰促進センターは、御案内のとおり、平成13年以来、議会と執行部が一体となって積極的に誘致活動を行った結果、豊田前町の美祢テクノパーク跡に建設が決定され、市民の皆様の御理解と御協力のもと、平成19年4月に供用を開始されたところであります。

同施設は、法務省初の官民協働運営、いわゆるPFI方式の矯正施設でありまして、開設以来、国民に理解され支えられる刑務所として、地域との共生という理念を柱に、地域に開かれた環境整備や地元資源の有効活用とともに、業務の大幅な民間委託に取り組んできておられるところであります。

本市が行っております、センター生の診療や竹材資源活用事業、それから身近な例では、先日行われました議会とセンター生によるソフトボール大会、またセンター生の運動会や美祢地区更生保護女性会の協力のもとに行われております盆踊り大会など、地域との共生に取り組んでおられるところであります。

一方、官民協働による運営として、男女それぞれ500人、計1,000人を収容する美祢社会復帰促進センターは、セコム、清水建設、それから竹中工務店などを中心といたします社会復帰サポート美祢株式会社が、平成17年度から平成36年度までの20年間において、建設費用を含め、約でございますけれども、517億円で落札をされまして、現在に至っております。

そのような中、計画当初、収容者を2,000人とされていたところもありまして、平成21年度に女子収容棟の300人増設を法務省が発表されたところであります。このことに関しまして、ことし2月に、豊田前地域で地元説明会を開催をいたし、地域の方々の御理解をいただき、現在法務省において新施設の建設計画が進め

られております。

このたび増設をされます、女子センター生を300人を収容する新施設についてであります。建設についてはPFI方式、先ほど申し上げたPFI方式を採用せずに、法務省が直接工事を発注をいたし、建設完了予定の平成23年9月以降も、法務省が所有者となります。

一方、新施設の運営につきましては、既存施設と同様に社会復帰サポート美祿株式会社が、平成23年10月から平成36年までの13年間6カ月の間を、約116億円の追加予算で行うと法務省より伺っておりまして、新たな経済効果が期待できるものと考えております。

次に、新施設の概要についてであります。収容人員は300人の女子受刑者が収容されることになっております。これに伴いまして、刑務官が増員をされるということになりまして、新たに建設をされます官舎に居住をされるとお聞きをしております。

建築物の規模につきましては、全体建築面積が6,215平方メートル、全体延べ床面積が1万1,050平方メートルの鉄筋コンクリート造りの収容棟ほか、関連施設が既存施設の西側に建設をされまして、既存施設と渡り廊下で連結されることとなります。このほか、先ほど申し上げた官舎が1棟建設されるということになっております。

法務省の発注状況であります。建築主体、機械設備、電気設備の分離発注でありまして、建築主体工事のみが株式会社フジタ広島支店と、11月4日に約18億円で契約されたとお聞きをしております。

収容開始予定が平成23年10月ということで、受注者にとりまして非常にタイトな工期でありますので、間もなく現場事務所を建てられ、工事に着手されることになろうかというふうに考えております。

このたびの新施設建設に当たりまして、法務省から「美祿社会復帰促進センターは、一般とは異なる刑務所であり、これまで培ってきた地域との共生というコンセプトは変わりはなく、歴史的経緯を踏まえた上で、今後も同様の理念で事業を進めていく」ということをお聞きをしております。

本市といたしましても、法務省と共有をしております地域との共生という理念のもと、建設からその後の運営につきまして、さらなる経済効果拡大に大いに期待を

いたしますし、また、そのことに努力をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、市民への行政サービスとアウトソーシングのあり方についての御質問にお答えをいたしたいと思っております。

現在、全国の地方自治体では、行政改革を推進する大きな柱として、アウトソーシングを積極的に取り組んでいることは、南口議員も御承知のことというふうに思っております。

単なる業務委託として始まりましたアウトソーシングは、近年の厳しい財政状況の中で、行政サービスの民間への解放や規制緩和が進められまして、平成11年7月の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」によりまして、PFI制度が創設されたところであります。

美祿社会復帰促進センターがこの手法により整備をされまして、平成19年から稼働しているところは、先ほど申し上げたとおりでございまして、本市の活性化につながっているというふうに思っております。

また、平成15年6月の地方自治法の一部改正によりまして、指定管理者制度が導入をされ、アウトソーシングの門戸が一段と開かれてきたところであります。この制度の趣旨は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応をするため、市の施設の管理を民間能力を活用させていただきまして、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図るというものであります。

この改正までは、市の施設で、いわゆる公の施設ですが、この管理運営は市が直接行いますか、もしくは市が出資をいたします法人、それから公共的団体などに委託することが原則ということになっておりましたけれども、指定管理者制度では、議会の議決を得て、市から指定管理者としての指定を受ければ、民間企業やNPO法人なども公の施設の管理を行う指定管理者になることができるというものであります。

さらに、平成18年7月に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」これは、南口議員も御承知でしょうが、いわゆる市場化テスト法が施行されまして、地方公共団体が提供する公共サービスを見直すことで、民間事業者の創意工夫が発揮でき、反映することが可能な業務を創出をし、その業務に対しまして、官と民、または民間で競争入札することで、公共サービスの質の維持・向上と経費の削減を目指そうとするものでありまして、官では行政改革が促進されること、民に

おかれてはサービス業務に係る市場の拡大というメリットがあるというものであります。

このように、自治体のアウトソーシングは、各種の法律による規制緩和が行われることで急速に進展をしてきたところでありまして、本市におきましても、民間にできることは民間にという観点のもとに、真に住民サービスの向上を図ることができまして、財政の負担の軽減につながるものは積極的に推進をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

さて、1点目の現状の検討についてということですが、現在、本市においては、さまざまな委託事業を実施をしております。その内容は、草刈り業務や清掃業務など単に労務の提供を受けるもの、それから各種のイベントや講習会等を実施するもの、それから設計や調査、それからプログラム開発、それから機器の保守など専門的かつ特殊な技術を必要とするもの、指定管理者制度による施設管理など、多岐の業務にわたっておりまして、性質的には物件費的委託料がほとんどでありますけれども、扶助的な委託料もこの中に含まれております。

ちなみに、平成21年度一般会計の決算を見ますと、委託事業の総額は約29億円となっております、歳出総額のおよそ16%というふうになっております。

このように、委託事業と申しましても、その内容は多種多様でありますことから、一般の委託事業と指定管理者制度による委託事業について現状を御説明いたしたいと思っております。

一般の委託事業につきましては、先ほど説明申し上げましたが、労務提供や専門的技術を要する調査設計等でありまして、業務の発注に当たっては、次の4点を基本として実施をすることといたしております。

そのまず第1が、事務の効率化が見込め、経費の節減が図れるもの。第2として、住民サービスの向上が図れるもの。第3として、地域の雇用の創出につながるもの。第4といたしまして、地域団体が活用できる場合は地域協働が促進できるものであります。

特に、経費削減効果については、直営で実施した場合とのコスト比較を行うこととしておりまして、内部経費としての人件費や事務費等も含めた比較を行うことといたしております。

また、委託事業は、市が直接関与する事業であることから、事業によっては、民間で既に存在する事業の有無も調査をすることとしておりますし、事業を実施した場合の受益者数も調査し、公平性、公益性について検討を加え、実施をしているところであります。

なお、実際の業務選定に際しては、統一的な選定基準が必要なことから、外部委託検討マニュアルを策定いたしまして、その実施に当たっているところであります。

発注、契約及び検査事務におきましては、美祢市財務規則あるいは美祢市物品購入等指名競争入札実施要綱により、競争入札または随意契約に関する基準を定め、委託業者を選定、契約しているところであります。

次に、指定管理者制度による委託事業についてであります。この制度は、先ほども御説明申し上げましたとおり、平成15年に地方自治法の改正により創設されたものでありまして、対象施設は公の施設に限られておりますが、民間能力を活用して住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることがその目的であります。

現在、美祢市では26の施設で指定管理者制度を導入しております。この26の施設には、美祢市有線テレビ、秋芳地域情報通信システム、いわゆる秋芳有線ですが、それから豊田前保育園、直売所みとう、道の駅おふくなど、公の施設として市民生活に密接な施設がその対象となっております。

この指定管理者制度は、先に御説明したとおり、委託事業とは性質を異にする制度でありまして、行政処分として取り扱われているものであります。よって、その指定に関しては、単に請負金額の多少による単純な競争入札で管理者を決定するものではなく、事業者等から提出をされました事業計画が、この制度の趣旨に沿うものであり、将来的に経費の節減を図ることができると総合的に判断をすれば、たとえ他社より高い管理料を提示をした事業者でも、管理者として指定することができる制度であります。

このことは、指定管理者の指定の方法、公の施設の管理運営状況、住民サービスの状況など、幅広い角度から、透明性、公平性、妥当性を検証するとともに、その検証内容を広く市民へ周知し、理解を得ることが必要だと考えております。

このことから、本市では指定管理者制度導入に係るガイドラインを策定し、この取り扱いについて統一的基準を定め運営しているところでありまして、総合政策部に

行政改革推進室を設置をし、各施設の管理運営がこの制度の趣旨に基づく運営になっているかを定期的に調査を行い、改善に努めているところであります。

2点目の、今後の方向性についてであります。この点につきましては、第1次美祿市総合計画にも行政サービスにおける民間活力の導入の推進という項を設け、アウトソーシングの推進を掲げているところでもあり、この中で公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図るとしてありますし、PFI活用の調査研究にも言及をしているところであります。

また、美祿市行政改革大綱においても、行政改革の具体的な方策の一つとして民間活力の導入を掲示をして、その推進に努めることとしております。

今後、市の各分野の業務を細かく調査・検証して、アウトソーシングの可能性を模索するとともに、これが適当と判断した場合は、事業の一部においても積極的に活用をしていきたいというふうに考えているところであります。

壇上よりの私の回答は以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） ちょっと、只今の市長の答弁で、若干実務的なところを確認しておきたいんですが、あそこの、そのSPC、施設を今全体を管理しているところか。3年間の固定資産税を免除したんですが、来年度から年間約3,000万が入る。で、本来なら免除することは、誘致した段階では免除がということは議会でも検討されてなかったんですが、それを想定して、約年間3,000万円の固定資産税を、そのSPCからいただくということで、本来、今の美祿農林の竹で、刑務作業で、約3分の1から半分を矯正事業に貢献しようということであったんですが、法務省の圧力に屈したのかも含めて、結果的に議会も承認したんですから、屈したという言い方は適切でないでしょう、負けたんでしょうね。

ということで、3,000万円免除したんですが、来年からはそれをきちんと受け取るということであったと思いますし、それから新たに建つ施設で、当然、SPCの施設管理ということになれば、新たに1,000万ぐらいは、またもらえるのではないかなという期待を抱いていたんですが、そこはそうはならないんだというようなニュアンスのお話なんですが、その点はなぜですかね。

それから、実際にもらえるとすれば、あの面積でいけば、固定資産税として土地も建物も含めて、私が勝手に言いようなんですが、まあ1,000万円ぐらいに当

たるんじゃないかと思うんですが、その点はその実務的な点でちょっと確認しておきたいと思います。思いつきで言いようるんじゃから、約で。

議長（秋山哲朗君） 田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 今、増設される施設についての固定資産税の御質問だと思いますけど、これは、先ほど市長答弁の中にもありましたように、SPCが建設して所有するというものではなくて、国が直接建設して引き続き所有するというものですので、固定資産はもともとかからないということでございますので、新たに固定資産は増えないということです。

議長（秋山哲朗君） いや、まだ。来年から入るやつ。3年間免除やったけども、来年からという。市長。村田市長。

市長（村田弘司君） 増設部分に当たらない部分の建物、それから建物に係るものですが、今、南口議員が言われたように、旧美祢市において、法務省と、それから執行部、当時の美祢市議会とのいろんな協議の上で、3年間の固定資産税を免除するということが決定をされて、それがこの新美祢市に引き継がれております。

今後また、法務省サイドから、さらにこの3年間程度の猶予ということの申入れがありましたけれども、私は、南口議員も今触れられましたけれども、いろんな面で、法務省に市として寄与しておる。今の美祢農林開発株式会社に関わる、刑務作業に関わることについても、市がかなりの個数を与えておるし、矯正のために、いろんな面で市の水道施設についても、新たに水道施設もつくっておりますし、さらにまた水源等も必要であるということで、その調査に関わるお金、また、水源を掘っていくお金もかかるということで、いろんな面において、市も共生のために負担を大きく被っておるということを理解をしていただきまして、来年度から固定資産税をきっちり頂戴をするということでお話をさせていただいております、私のほうから以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） そこなんですよね。で、今ある施設を建てるに当たっては、大変執行部も、当時の市長も副市長も助役も、それから議会も、大変な苦勞をしたと思うんですよね。それで、SPCちゅうか、あの中にあるセコムを含めて、建築をした竹中、清水建設との関わり合いで、地元の業者がどれだけ参入できるんかと。

それから、管理運営されたときに、それこそ受刑者が食べるご飯から、まあパン

も食べると思うんですけど、その地元の農産物、これをこうどう関わり合うのかということで、建設の過程の中でも、法務省やセコム、それから竹中、清水、それからあの中で受刑者の教育訓練が行われている小学館プロダクションも含めて、いろんな協議を重ねてきたわけです。

で、特に感慨深いのは、それこそ百何十年前に建った国会議事堂のど真ん中にも、山口県美祢市の大理石が使われているというお話を、竹中工務店のほうにして、当初予定をされていたのは、岐阜のほうの大理石を予定されていたそうですが、ささやかに、地元の大理石を使ってもらえるようになったという意味で、ある程度のその経済効果が、やっぱ目に見える形で、建設する段階からあったと思うんです。

ところが、先ほど質問したように、今度の場合は、残念ながら業者が、私もよく知らないんですけど、全く知らなかったんですけど、フジタというような会社が取ったと。ところが、本来SPCに建てたら管理委託を任せると。で、ハードの面は、当然その施設管理、建物、ハードの管理は竹中、清水が関わらざるを得ないようにジョイントされていくわけですから。

それと、そこに任せると言いながら、先ほどの質問では、「いや、国が建てたから、固定資産税はもらわれん」と。これ、何か、国がこの地元に税金を払うのがいやじゃから、あえてごまかすような仕組みを取っているんじゃないかと。これは別に、うがった見方じゃないんです。美祢市に本来1,000万円ぐらい、新たに固定資産税が入ってくるものを回避するがごとく、逃げ道を模索をして、慌ててばたばたっとう建てる。

で、私、業界の、まあしいて言えば東京を中心とするゼネコンの、あるクラスの方々、複数の方々に聞いたところ、この建設そのものは、竹中が本来取るべき性格のもんであったと。で、入札には、竹中も参加していたと。しかしながら、残念ながら、取れなかったと。何で取れんやっただかと言ったら、竹中もぎりぎりのところで頑張ったんじゃないけど、最低価格を下回った入札をして、今のフジタが取ったと。最低価格を下回るということは、本来なら常識的に、この入札は一旦流して、その上で、その再入札、メンバー入れ替えてでも再入札を行うというのが、大体素人の私でも、まあ業界のならわしで耳にしていると。

で、話が長々となったって、とりあえず仕方がないので、その辺のところを。しいて言えば、その以前もそうなんですけど、法務省が、いつも美祢市をだまそうとし

ているのか、それとも美祿市が人がいいのでだまされようとしているのか。その辺を含めて、今度の建設すると、しかし、固定資産が入って来んという点がどうしても納得できないところなんです。その点がある程度わかれば、もう少し詳しく説明していただかなければ、年間1,000万ですから、ねえ。その、1,000万って、私が勝手に数字で計算したんですから、余り気にしないで。年間1,000万円の固定資産税が、入るものが入らないような仕組みに入札が行われていくという点では、やっぱり、みんな納得できんところがあるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

議長（秋山哲朗君） 市長。村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員、非常に難しい質問をされる。

21番（南口彰夫君） ああ、そう。

市長（村田弘司君） うん。法務省は、固定資産税を払いたくないから、直営で、法務省は国としてやったということがあり得るかどうかという質問だろうと思うんですが、それは、私どもでは何とも言いかねる。法務省の御都合で直営でやられたということで、その部分についての固定資産税は入らないけれども、それに伴う、建設にかかわるいろんな仕事、それから、新しくまた刑務官も増えられるし、いろんな面でまた波及効果がありましょう。そのことについては、強く法務省にお話をさせていただくということは、壇上で申し上げたとおりです。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 刑務所を誘致する。大体あそこは、美祿のテクノ工業団地で、テクノの前は、素形材構想という、この日本の鋳物とか、そうした町工場のノウハウを持って来る計画も含めて、当時の通産省。

で、そうした中で、美祿市が、約13億、それから地域整備公団の支出を含めて約45億。それで、その半分は用地買収やった。で、約20億のお金をかけて用地を買収し、45億かけてつくった工業団地を、無償で、ただで、法務省に提供するから、少なくとも、美祿市の活性化のためになるような、まあ刑務所そのものがというよりも、職員も含めて、それから家族、子供たちも含めて、ある程度大きな役割を果たしていく。

で、そうした中に、刑務作業ということで、非常に地元との共生、協力が必要だということで、当時はオープンして3年目ぐらいで計画をするということで、議会

でも議論をされていたんですが、これも農水省、法務省の圧力があつたか、なかつたかわかりませんが、慌てふためくように、その美祿農林開発の会社を立てて、それで、受刑者の方々に刑務作業を提供すると。で、その負担は、年間、美祿農林の負担は1,000万、1,500万ということが予測されておきながら、しかし、それでも協力する。しかも、さらに年間3,000万円の固定資産税を3年間免除すると。さんざんな思いでつき合ってきているのではないかと。

先ほど市長が言われたように、あの中でソフトボールまで受刑者と一緒にやって、18班が勝ったんですけど、最後のバッター、最後から2番目のバッターボックスに立った私が一発打ちよきやあ何とかなつたかなと思ひながら（笑声）反省も含めてなんです。

で、要点は何かと言えば、しかし、国の処置でと。私、近いうちに、久しぶりにちょっと法務省に行って来ようと思うんです。私、平成14年の、15年で1度議員をやめてますから、15年から18年まで3年間議員やめてますから、その議員をやめよう、やめたという決意をする一つの一端になつたのが、14年の年に法務省に行ったんです。

それで、当時、森山真弓大臣だつたと思うんです。で、その方に、この厚い要望書を持って行った。で、その要望書は、まあ今から考えれば、豊田前の地元の方々約960名の有権者のうちの665名の署名が寄せられて、よく見てみたら、反対と、建設反対という署名用紙で、それを地元のお年寄り六、七人と一緒に飛行機に乗りまして、法務省に行って、当時の矯正局の係長にお渡しして、で、まあ私当時は、刑務所はある面、日本全国、ごみ箱と一緒に、ごみ捨て場と一緒に、必要枠で、どうしてもなけんにやいけんちゅうもんじゃないけど、入り手がおらんなら、あんなもんつくらんでもいいんですけど、やっぱ、その当時何となく、こう、あの中に入りたいという人が増えてました。そういった点で、刑務所を増やさんにやいけんという中に、美祿市が全国的にも珍しく、初の刑務所誘致ということをやつて、地元じゃあ猛反対じゃつた。

ところが、地元の方々も、その後の経過を見ながら、二度と、あの刑務所から出た人たちは二度と罪を犯して、もう一度刑務所に戻ることがないと、再犯はあり得ないという受刑者を教育訓練をして出所させるといううたい文句で、まあ、今のところ、その再犯があつたとか、あそこから出た人が何かやつたとかいうことは、少

なくとも、この3年目に入ってますけど、そういう事実がないのは、そういう実績がないのは事実。

こうした経過を踏まえながらやっておるのに、ある日突然、市長の先ほどの答弁にもあったように、もう1,000人収容できる施設を建ててほしいちゅうのも、たびたびこの議会でも要望を上げ、歴代の議長、秋山議長も含めて、美祢の先代の議長も含めて要望を法務省にしてきたんです。

それで、それは、当然、その固定資産税も含めて、今後その、市長も言われたように、美祢農林を通じて刑務作業で、地元との共生、共に生きるって書くんですね。で、この、共に生きるということを美祢市は一生懸命努力してきたが、要望した1,000人の施設が、まあ300人の女性専用の刑務所に建設すると。ところが、これがその、国の直轄事業だから、その固定資産税はもらえない。しかし、その施設管理そのものは130億円上げて、13年何カ月間は、今のSPCに、竹中にやってもらう。何でそんな、その発想が、法務省に生まれたのかって言やあ、やっぱり1,000万円をどねえかしてけちろうという意識があった割には、しかし考えてみりゃあ、13年ちょっとで130万円出て、私ちょっと計算してみたら、今の面積で、今の収容者の管理のコストより若干高いんじゃないかなって、今度の管理費はって思うんですけど、その辺も含めて、再度御意見をお聞きしたい。意味わかる。(笑声)私の質問は、最後の1分間。じゃから、あの、あれ、じゃから、今の施設管理料と比べて若干高いのに。

議長(秋山哲朗君) 南口議員、ちょっと。要点だけちょっと、あの。

21番(南口彰夫君) 要点ね。ですから、その1,000万円の、3,000万円来年から固定資産税もらえるから、美祢市助かる。じゃけど、今度建つのは、約1,000万円の固定差資産税がもらえないと。どうしても、こう納得いかんから、ちょっとしつこいけど、じゃけど、施設管理料は若干、この、上がるということが予測されるのに何でかなと。まあ、その、本当に施設管理料が、今の管理費から比べりゃあ、比率としては上がるのが事実かどうか。そこだけ、まあ最初聞こうか。

議長(秋山哲朗君) 田辺部長。

総合政策部長(田辺 剛君) 今、南口議員が言われたように、新しい増設分の管理費を先ほど市長答弁の中でありましたけど、その年数で割ってみると、やっぱりちょっと割高ではないかということはやっぱり言えるのと思うんです。それ以上はち

よつと言えません。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） そうすると、まあ私の多少はったりもあるんですけど、そこまで細かく計算できるデータが本来ないんです。ただし、何となく今の数字を聞いたら、今の面積と今度の面積で130億で約13年数カ月、これでいくと管理費が多少上がる。ということは、多少上がった管理費を、具体的に地元はどう還元するかと。こういう詰めを、私、勝手に、ときどき法務省やら霞ヶ関に行ったら、このバッチつけて、美祢市を代表して来ました。勝手に市長とか議長の名前使うたら詐欺じゃから。じゃけど、一応、美祢市の代表としてこの議会に送り込まれている以上、美祢市民と美祢市を代表してまいりましたと言って、近いうちに法務省に久しぶりに行って来たいと思う。

そこで、若干この上乘せされた管理費が、美祢市が負担している矯正事業の費用に還元されるように、私はお願いじゃない、優しく、強く、厳しく要望したいと思います。最後に、その点、市長はどうですか。

議長（秋山哲朗君） 答えられる。村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員が、いかにこの美祢市と美祢市民のことを思っておられるか、よくわかりました。これで答弁を言うちゃあいけんかな。

21番（南口彰夫君） いやいや、あなたは行く気がある、ない。

市長（村田弘司君） 私を誘いよう。

21番（南口彰夫君） いや、誘いようんじゃない。私は私で行くけど、あなたはあなたで、強く、優しく、厳しく。

市長（村田弘司君） あなたは、あなたは美祢市議会の議員でいらっしゃる。ということは、秋山議長の指示のもとにその法務省に行かれるということがあるかもしれませんが、あなたが勝手に行かれたら一市民です。でしょう。一議員でしょう。私は行政のトップとして行く必要があると思う時には、行かさせていただきます。

いろんなことで、いずれにしても法務省と詰めをすることが必要と思います。たびたび法務省の幹部の方とはお会いをして、話をしておりますけれども、いよいよその上の方とお話をする必要があると思うときには、私のほうから、法務省に乗り込むという言葉は語弊がありますが、行かさせていただきたいということは考えております。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） これに関連して最後の質問なんですが、新しい施設では、できる限りのことを受刑者がするようにという仕組みが検討されておるということを、あちらこちらから耳に入ってきます。で、受刑者が直接ということになれば、今こちらの施設では、給食や洗濯、清掃も含めて、できる限り地元の方々の雇用につながり、地元の業者が参入できるような仕組みがつくられてるんですね。

ところが、その受刑者が直接的にやることで、より、こう、向こうは合理的な経費削減も含めて、合理的な手法を取ろうとしているんじゃないかと思います。そうすると、作業員の雇用をすどころか、逆にいう、今おる作業員が解雇される、必要でなくなる、こういう事態が生まれるんじゃないかと心配をしていますが、少なくとも所管の課や部で、そうした話が耳に入っているのか。また、そういう事実を把握しているのかどうか、その点を最後、お尋ねをしたいと思います。それで、そういうことに対して、事実を知っているか、知らないかも含めて、今後の対応も含めて、最後のお答え願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 田辺部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 只今の御質問です。新たに増設される施設での、中その受刑者ができるだけ、できることはやらせるということについては、ちょっとまだはっきりは聞いておりません。ただ、その、新しい増設される施設の刑務官として新たに約40人ぐらいは増員されるということは聞いてます。

それと、できるだけ、先ほどから南口議員が言われておりますように、地元との共生ということを謳っておる施設ですので、地元でできるだけ、雇用ですとか、経済的な効果が出るように、できる限り働きかけていきたいというふうに考えてます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） それでは、今の点を再度確認したいんですが、じゃあ、法務省から当然職員も増えるだろうし、それから計画の中に住宅を建てる計画もあるという聞いていますから、法務省の職員やセコムの職員が増えると。

ただ、私が気にしているのは、現場で直接働く雇用の場の拡大では、洗濯業務、給食業務、清掃業務を、一市民が応募して採用されるというところに、直接、特に女性の受刑者が300人ですから、そこに女性のこの受刑者が直接関わってという

ことになれば、現在外部委託で行われちよるところには、必要でなくなったり、それから人員の削減ということにつながるような情報は、現在の段階では把握してないということなんですね。

じゃあ、ぜひ、その点も含めて、よく観察しながら、そのようなことがないように指導していただきたいと思いますが、その点はよろしいでしょうね。まあ、せんって答えられんからね。するとしか言いようがない。ただし、本気でしていただきたいということを最後にお願いをいたします。

それから次に、アウトソーシングの今後の方向性の中で、基本については市長が述べられて、これはたびたび、市長みずからの方針として強調されてきていることなんよね。若干意見が異なる部分もあるんですが、それから、さっきの法務省に行く話もそうなんですが、次の市長選挙の折には、あなたに成りかわって、私が市長として法務省により力強く意見が言えるような立場に変われば一番よろしいんですが、これはなかなか難しいので、まあ一応可能性はないことはないんですけどね。

そういう点も含めて、あなたの言葉尻を取り上げるわけじゃないんです。ただ、本質的な問題で、議論で、コスト削減とコストの比較ということが、アウトソーシングの中に往々にして出て来るんですね。それで、指定管理もそうなんですが。ただ、これは、平成15年9月1日で、地方自治法の改正に伴い、今の指定管理制度が導入をされているんですが、当時の自治省の通達も含め、県の市町村課が行った県下の市町村に対する指定管理制度の導入に対する見解は、単純に人件費の削減につながって、その、安かろう、悪かろうという趣旨のものではないというのを、たびたび繰り返し市町村に指導しているというのが見解なんです。こうした点でのコストの比較といったところの認識が、私の勘違いならそれで構わんですが、何となくそういう受けとめ方がされるような表現であったので、再度その点をお答え願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員の最後の質問でしょう。平成15年に、この指定管理者制度が導入されましたときに、その後、国はコスト削減のみに目的じゃないということ、その後流し出しました。しかし、導入された当初の考え方は、行政体がいかにコスト削減をするかということを目的にやられたというのは間違いのない事実です。根本にそれがありません。

しかしながら、この指定管理者制度が、私、壇上でも申し上げたけれども、行政処分という位置づけになってます。行政処分というのは、税金を賦課をするというものと一緒です。で、逆言えば、ある一定の行政的な目的があれば、市長がそういうことを判断をすれば物事ができるということになりますので、入札でも、高いほうの入札であっても、そちらのほうを行政的な目的が実現できるようであれば、請け負っていただくということになるという考え方が根本あります。

ですから、そういう根本的な考え方に基づいて、国のほうとされては、本来の目的を、そのコスト削減ということではなしに、国、地方自治体が行政的な目的を、例えば、この地域に経済的な活力をもたらすためにはどうすればいいとか、そういうふうな行政的な目的をもたらすために、行政処分としてAという施設なり、いろんなものを、公の施設を指定管理に出すということ。で、その二次的な効果として、コスト削減が起こってくるというふうな考え方に大きくシフトをしてきておると、私は認識をしております。

ですから、根本の法的な位置づけが行政処分ということにあるということ、国が強くそれを認識していることを表に出しだしたというふうに私は思っておりますので、その視点に基づいて、今、指定管理者制度を導入してきておるといってございませう。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 今度はほんとに最後です。最後、最後と言いながら、つい思い出すから長くなるんですけど、昨日配られた、観光課が配られた秋吉台家族旅行村の管理運営に関する協定書。で、昨日も議論になったんで、大事な点なので確認を取っておきたいと思います。

ここにある第15条です。その第15条「甲または乙は、物価の急激な変動とその他予測できなかった事情等により、当初の委託料が適当でないとき、相手方に対して書面をもって委託料の変更を求めることができる」と。こう条文には、これしか謳っていないんですね。

ところが、この協定書とか契約書というものには、これは、その、市長がどうお考えなのかよくわからないんですが、その、この、裏のほうにリスク分担表というものが貼られているんです、ごく不自然に。それで、このリスク分担表を見ると、

収益の減少は利用者の減少に伴う指定管理者の収益の減少というところで、指定管理者の損失負担ということが丸がつけられている。で、これ、協定書そのものからするならば、ばらばらの物がホチキスでとめられて、んで、あえてそのさっきの15条と相矛盾するものが、ここに添えられているんですね。

で、これを、その協定書を、調印をされている村田市長と、今後、阿座上隆さんとの関係で、ある程度の議論になるんじゃないかと予測されますので、できれば事前に前もって、市長そのものが、この15条と、それから後でホチキスいっぱいつけてしまえばわけがわからんということで、つけられたのかどうかも含めて、どのような認識をお持ちですかということをお聞きしておきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 市長。村田市長。

市長（村田弘司君） 今、南口議員がおっしゃったのは、昨日の私の提案説明に基づいて、質問の中でお配りをした、全議員の方お持ちだろうと思いますけれども、秋吉台家族旅行村の管理運営に関する協定書のことをおっしゃってるんですね。

この15条に、今おっしゃったように、一口で言えば、不測の事態、不測ですね、ですから、予測しがたいことが起こったときには、受けていただいた指定管理者の方が、書面をもって委託料の変更を求められることができるということが明確に謳われております。

で、その一方では、最後のところ、リスク分担表ということで、市と、それから指定管理を受けていただいたほうとの、いろんな面での、どちらのほうが責任を負うかというのが別表でつけられてます。この別表は、その前の条文の、これ、今申し上げたのが15条ですけども、13条で「施設の改築及び修繕等の実施に係る費用分担については、別表第2のリスク分担表による」ということになっております。この別表がこのリスク分担表ということですが、その後、この15条が、これをどうしてあるかということは、この13条でいう、このリスク分担に伴う、このリスク分担表、これを越えた不測の事態が起きるべきことがあるということは、当然、この世の中ありますんで、そのことを想定をしてこの15条があるということでございますので、当然のごとく、私の法的な解釈の仕方では15条が優先するということになります。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） ありがとうございました。今の答弁は、昨日うちの弁護士

に問い合わせた答えと全く一緒なので、今後、このことについて代表理事の阿座上さんと市長が議論をすることは無いと思います。

ただし、最後に刑務所の立地、しつこいようですが、3,000万円を3年間まけたんです。それでやっと来年から入るようになって、さんざんにくじを言われて来た美祢農林と竹の刑務作業、これもひとつのめどがたってくるようになるんです。ところが、新たに、こう、どうしても建てば、こう1,000万円余計入ってくるって期待をしたものが、何となく、この国の入札制度をちょこちょこっと、こう変えられたために、それが入らないと。このことについては、あと後日、議長にお願いをして、私、久しぶりに法務省に行って、厳しく、強く、優しく、やっぱり要望したいと思いますので、市長も含めて執行部のほうも、引き続き、より厳しく、強く、優しく、要望されることをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....  
議長（秋山哲朗君） この際、暫時11時10分まで休憩をいたします。

午前11時02分休憩

.....  
午前11時12分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。高木法生議員。

〔高木法生君 登壇〕

4番（高木法生君） 皆さんお疲れさまでございます。新政会の高木と申します。

それでは、一般質問順序表に従いまして御質問を申し上げたいと思います。

初めに、住宅用火災報知器の設置義務化についてお伺いをいたします。

住宅用火災報知器につきましては、消防法の改正により、新築住宅につきましては平成18年6月からの設置が義務づけられました。そして、既存の住宅につきましては、来年の6月1日から設置が必要となったところでございます。

このことは、美祢市火災予防条例第29条の2におきましても、住宅用防災機器の期限までの設置及び維持について規定されているところであります。この件につきましては、これまでも一般質問されておりますが、いよいよ、あと半年となりました。この住宅用火災報知器の設置は、全国で毎年1,000人を超える犠牲者が

出ることから、焼死者を減らすために消防法の改正で義務化となったものであります。

住宅用火災報知器の本年6月時点の普及率を見ますと、美祢市は下関市、山口市に続いて3番目の44%の推計普及率を示しておりますが、このことは消防本部において、市民に対する市のホームページ、消防広報の各戸配布など、アンケート調査の継続的な実施を含めまして、広く普及啓発活動に努められた結果と考えられるところでございます。しかしながら、全国的普及率から言いますと、宮城県の78.9%台があることから、まだまだ低いというのが実情ではないかと思っております。ちなみに、全国平均は58.4%であります。山口県は43.1%の34番目という調査結果が出ております。

消防庁が発表した21年1月から12月における火災発見件数は5万1,124件、死者は1,877人、うち住宅火災での死者は1,025人、特に65歳以上の高齢者宅の死者は628人で、住宅火災による死者数の61.3%を示しており、逃げ遅れが主な原因となっております。

また、資料によりますと、火災報知器が作動した場合と、それ以外の火災との比較では、警報器の作動により住宅火災の死者数は4.9人から1.6人と、3分の1に減少する設置効果のデータも出ているところであります。このことから、高齢者を住宅火災から守る、火災に遭遇しないよう安心して暮らせるような社会の実現に向けての整備は非常に重要であります。

そこで、弱者への配慮等の点から、次の2点お伺いをいたします。

まず、1点目、生活保護世帯の費用の助成について。2点目といたしまして、高齢者だけの世帯及びひとり暮らしの高齢者への設置の支援について、以上2点につきましてお伺いをいたします。

次に、平成22年度のインフルエンザ予防接種についてお伺いをいたします。

ことしも風邪やインフルエンザが流行する季節となりました。本年8月10日、世界保健機構(WHO)によりますと、今回の新型インフルエンザの世界的な流行状況について、流行期に見られました特徴とは違い、季節性インフルエンザの流行の特徴が見られるようになったことから、昨年6月から続いた世界的大流行は終息したと報じました。

しかしながら、過去の例では、一度流行が終わったあとも流行することがあり、

平成21年度に流行した新型インフルエンザも、これから再流行が起こる可能性があると言われていています。現在のところ、新型インフルエンザは鳴りを潜め、季節性インフルエンザのA香港型が猛威を振るう様相を呈してきました。

季節性インフルエンザは、去る11月6日、秋田県の病院におきまして集団発生し、60から90代の高齢者の入院患者6人が死亡したとの報道もありました。秋田県は、季節性のA香港型のウイルスによる感染とみております。

厚生省によりますと、新型インフルエンザによる死亡者は、昨年200人、ことはA香港型が流行すると予想され、専門家によりますと、死亡者数はおよそ数千人から2万人とみられております。今後、全国での流行は懸念されるところであります。

我が美祢市では、10月よりインフルエンザ予防接種事業が始まりました。この接種は、基礎疾患の方や妊婦の方など、インフルエンザにかかったときの重症化を防ぐため、このワクチンの予防は非常に大切であります。

今年度のインフルエンザワクチンは、新型と季節性、香港A型、B型の2種類で、三つに効果のあるといわれる3価ワクチンで、一つのワクチン接種で新型と季節性の両方のインフルエンザに効果があると言われ、経済的、あるいは肉体的負担も最小限度に抑えることができるものであります。

昨年の11月19日、山口県におきまして、県下全域にインフルエンザ流行発生警報が発令され、美祢市も小・中学校では学級閉鎖等の臨時措置が取られるなど、市内全域に拡大する発生状況となりました。

そうした状況下において、11月下旬の時点では、医療機関が希望するワクチン数の2割程度しか配分されていないとの報告もありました。そこで、本年度日本では、約5,800万回分の3価ワクチンが生産され、1価ワクチンの在庫は相当分あるといわれております。

美祢市におきましては、概ね市民すべての方に接種できる分確保されているか、1点目、お伺いをいたします。

2点目、中学生以下へのインフルエンザ予防接種の助成についてお伺いをいたします。

インフルエンザワクチンの効果は、接種すれば、インフルエンザにかかっても重症になることは抑えられます。しかし、インフルエンザは保険適用外で、美祢市の

接種費用は3,600円を上限とした額。13歳未満の場合は2回接種すると効果があると言われておりますが、2回同じ医療機関で接種しますと、1人おおむね1,150円の負担となるわけでありまして、13歳未満のお子さんが3人いたとしますと、約2万円の負担となり、経済的な負担も大きく、接種することに躊躇するとの親御さんの声もございます。

また、子供や高齢者がインフルエンザにかかると重症化へのリスクが高くなり、苦痛を強いられることは回避したいという親としての思いもあるところであります。子供たちのインフルエンザ感染と重症化の予防等のためにも、ワクチン接種は非常に重要であると思っております。

そこで、中学生以下の予防接種の助成につきまして、市長さんの御所見をお伺いいたします。

最後に、7月発生の豪雨災害に係る今後の対策等につきましてお伺いをいたします。

本年7月15日未明に美祢市を襲った豪雨は、未曾有の記録的雨量を計測するなど、局所的かつ短時間の集中豪雨が発生いたしました。美祢消防による決死の救助活動等により、幸い人的被害はありませんでしたが、河川の氾濫等により、各地域では住宅の全壊、半壊、浸水を含め、全体で316軒に及ぶ住家被害が発生すると同時に、河川や土砂災害による道路通行止め等、土木施設や農林等にも甚大な被害となりました。被害に遭われました皆様に、改めまして、心からお見舞い申し上げます。

また、古くから山陽と山陰を結ぶ県内の重要なJR路線として市民に親しまれてきた美祢線が、このたびの厚狭川氾濫の洪水等のため、壊滅的な被害を受けました。復旧につきましては、県当局、美祢市を含めた関係市の御尽力により、県の補正予算において復旧対策支援に、初年度として2億8,000万、全体で5億3,000万程度措置されるとの報道もあったところですが、去る19日には、県とJR西日本が協定を結び、橋のかけかえ及び河川工事を一括してJRへ委託して行い、来年の国体開催までには全面復旧を目指すとの明るいニュースが飛び込んでまいりました。あとは、ソフト面の将来を見据えた利用促進に向けての取り組みが重要となりますが、1日も早い復旧を望みたいと思うところであります。

ところで、このたびの災害における対策本部は、災害発生後、直ちに立ち上げら

れ、被災状況の確認、被災箇所の応急復旧、関係機関との連携など、全庁あげでの迅速な対応であったと思っております。被災の状況把握では、市長みずから被災箇所を視察され、被害の甚大さを実感されたとの弁もございました。

そこで、このたびの未曾有の豪雨は、局地性、降雨強度の高さが特に目立っており、気象庁気象研究所は「同じ地域が繰り返し大雨に襲われるケースがふえる可能性が高い」と警告しています。こうした豪雨等による災害被害の甚大化をどう対処し、住民の生命、身体、財産をどう守っていくのか、自治体に課せられた喫緊の課題であります。

そこで、今後の対策等につきまして、2点お伺いをいたします。

まず1点、このたびの災害の教訓から、市としてさらなる計画予定（防災計画等の見直し）をお考えでしょうか。2点目、美祢市地域防災計画の第3節第2項の通信施設の整備におきまして、災害時等の通信の確保を図るため、防災行政無線（移動系）の整備を進めているとあります。集中豪雨など、災害による被害を最小限に抑える、また、地域住民を災害から守り、さらなる災害情報の収集、伝達体制を図るためには、市防災行政無線の整備が急務と思いますが、御所見をお伺いをいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問を終わります。

〔高木法生君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 高木議員の、第1の住宅用火災報知器の設置義務化についての御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、生活保護世帯の費用の助成についてであります。

生活保護世帯につきましては、持ち家に居住する場合は、無条件で住宅維持費の支給対象となり、また、民間の借家に居住される場合において、家主と入居者の協議の結果、すべての入居者が自己負担で設置することに同意をしているときに、住宅用火災警報器の購入費用を住宅維持費の対象として差し支えないものとされております。

なお、この公営住宅につきましては、住宅設置者が設置をすることとされておきまして、市営住宅におきましては、既に設置工事を完了しておるところであります。

次に2点目の、高齢者だけの世帯及びひとり暮らしの高齢者への設置の支援についてであります。

高齢者だけの世帯及びおひとり暮らし高齢者の方への火災報知器の設置につきましては、現在、老人日常生活用具給付事業において、低所得者の寝たきり高齢者、また、ひとり暮らしの高齢者等に対して給付を行っているところでありますが、これまで実績が上がっていないのが現状であります。

今後の取り組みといたしましては、毎年実施をしております高齢者保健福祉実態調査の中で、設置状況の的確な把握に努めることといたしまして、具体的な支援方法等につきましては、予算の確保も併せ、関係機関等と前向きに協議をしてみたいというふうに考えております。

なお、消防本部におきましても、既存住宅における火災警報器設置義務の経過措置が終了いたします平成23年5月末までには、設置率が100%に達しますよう、あらゆる広報媒体等を利用して、市民の皆様方に周知及び指導に努めているところであります。

次に、第2の平成22年度インフルエンザ予防接種等についてであります。

昨年流行いたしました新型インフルエンザ対策のため設置をしておりました美祿市新型インフルエンザ対策本部は、ことし8月10日にWHOがポストパンデミックの宣言を行ったこと及び8月27日に厚生労働省が対策本部を廃止したことによりまして、当市におきましても、8月31日をもって廃止したところであります。

新型インフルエンザの本市におきます感染のピークは、先ほど高木議員も壇上で、御質問の中でおっしゃいましたけれども、昨年の11月下旬から12月上旬頃まで、児童・生徒の医療機関での受診者数は約240人となったところでありまして、その後、受診者は減り続けまして、本年1月19日以降、受診者の報告は受けていないものであります。本市全体の感染者数は不明ですが、県当局によりますと、人口の約10%程度が感染をしたというふうに推定をしておるところであります。

本市といたしましては、第2波の感染拡大を警戒して、対策予算を確保し、対応をまいりましたが、大きな被害もなく終息したことに安堵いたしているところであります。

この間、関係者、関係機関におかれましては、感染予防対策に御協力をしていただきまして、まことに感謝を申し上げますとでございます。

さて、新型インフルエンザの今後の対応といたしまして、今年度を実施をされま  
す予防接種では、従来のインフルエンザ株と新型の株を加えました3価、三つの価  
と書きますが、3価のワクチンで対応することになりまして、希望すればすべての  
市民の方が接種を受けることができるものであります。

1点目の接種ワクチンの確保についてであります。国のインフルエンザワクチ  
ン需要検討会によりますと、医療機関及び世帯を対象といたしましたインフルエン  
ザワクチンの需要量は2,230万本から2,670万本と見込まれまして、製造  
販売者の製造予定量は、最大で5,800万回分に相当する2,900万本程度と  
なる見込みであります。予想される需要に対して、十分な製造・供給能力は確保さ  
れていると考えられています。

新型インフルエンザワクチンについて、本年11月までは昨年度の国在庫の1価、  
一つの価ですが、1価のワクチンが7,300万回以上ありまして、3価ワクチン  
が5,800万回分程度生産される見込みであることから、おおむね全国民に対応  
が可能で、供給量は十分確保されているというふうに考えております。

3価のワクチンの流通については、通常の市場流通であります。国は製造業者  
に対しまして、安定供給に関する通知を発表し、都道府県はこの通知に基づき、管  
内体制づくり及び関係者へ適切な指導、情報提供等を行うことになっております。

昨シーズンは、新型インフルエンザワクチンの製造が流行に間に合わなかったた  
めに、効率よく実施するために優先順位を設け、新型インフルエンザワクチンを接  
種するとともに、別に季節性インフルエンザワクチンを接種しておりましたが、今  
シーズンは十分な量のワクチンが流行シーズン前に供給されるために、ワクチン接  
種に係る優先順位はなく、国民全員が10月より接種できるものと伺っております。

このような状況から、美祢市におきましても、接種を希望する市民すべてにワク  
チンが接種できるというふうに考えております。

次に、2点目の中学生以下（年少児）の方の予防接種についてであります。

13歳未満の場合は、2回接種をすると、これも高木議員がおっしゃいましたけ  
れども、効果があると言われておりますが、接種費用については、議員がお見込み  
のとおりでありまして、本市の接種費用は3,600円を上限としており、同じ医  
療機関で2回接種いたしますと、1人当たりおおむね6,150円の負担となりま  
す。低所得者層に対しましては、昨年に引き続き補助制度が継続されますので、本

市におきましても、これに取り組んでおります。

非課税世帯の小学校6年生以下の方に2回接種をしますと、接種費用6,150円を全額補助いたしまして、中学生には1回接種費用3,600円を全額補助することとしております。このうち、国費を含め75%が県からの補助となりますが、近隣の市においてもおおむね同様な取り組みをされておりました、さらなる補助の実施は難しいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に第3の、7月発生の豪雨災害に係ります今後の対策等についてであります。

本年7月15日の早朝に本市を襲いました集中豪雨は、市内各地に大規模な土砂災害や浸水被害をもたらし、家屋の滅失や浸水、道路・河川・鉄道の損壊など、いまだにその被害のつめ跡が残っておりまして、市民生活や地域経済に及ぼした影響ははかり知れないほどの大きな被害であったと認識をいたしております。

この災害により被災をされました皆様には、改めてお見舞いを申し上げますとともに、1日も早く安心をした生活に戻れますよう、現在関係機関と連携をいたしまして、本格的な復旧対策と被災者救援対策に全力で取り組んでおりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

さて、1点目の防災計画の見直しについてであります。現在運用しております美祢市地域防災計画は、市内に風水害や地震等の災害が発生、または発生の恐れがあるとき、市や関係機関が実施すべき事務や業務に関し、総合的な対策を定めたもので、災害から市民の生命・財産を守るうえで、根幹となる非常に重要な計画であります。

しかしながら、このたびの災害において、これまでは想定をしていないさまざまな事態が発生しましたことから、より実効性のある計画となるよう、現在、計画の見直し作業を行っております。計画の見直し作業につきましては、庁内各課、関係機関と協議を重ねまして、さらなる防災対策の充実・強化が図れるよう、できるだけ早期に完全に整備をしたいというふうに考えております。

次に、2点目の防災行政無線の整備についてであります。

御承知のとおり、防災行政無線は移動系の無線、移動していく無線、それと同報系無線との二つの系統があります。

現在、本市におきましては、市庁舎などに設置をされる基地局と庁用車に搭載を

されます移動局からなる移動系無線が整備をされておりまして、このたびの災害におきましても、被災地から災害対策本部等への情報連絡に活用されておりまして。

また、屋外スピーカーや戸別受信機で市民の皆様に対して、直接防災情報を伝達をいたします同報系無線については、本市には整備されておりませんが、これにかわるものとして、有線告知放送により市民への情報伝達に活用しているところであります。

議員御指摘のとおり、さらなる災害情報の収集・伝達体制を図るためには、防災行政無線の整備がさらに重要になりますが、移動系無線のさらなる拡充、それから同報系無線の新たな整備については、経費的な要因等から総合的な判断が必要であると考えております。

いずれにいたしましても、今回のような災害は、いつでもどこでも起こり得るということを常に念頭に置きまして、万全の対策を講じられるよう、過去の災害をしっかり検証しながら、市民生活の安全・安心の基盤づくりを一層推進をしてみたいというふうに考えております。

壇上よりの回答としては、以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 高木議員。

4番（高木法生君） それぞれの丁寧な御答弁ありがとうございます。

それでは、若干再質問等させていただければと思っております。

まず、1項目目の住宅用火災報知器の費用の助成につきましては、おおむね理解したところでございます。

2点目の高齢者だけの世帯、ひとり暮らしの高齢者への設置支援につきましては、先ほど質問でも申しましたように、住宅火災による高齢者の死者数が6割を占めておるといようなことから、この点を重点的な支援が必要ではなかろうかと考えておるところであります。

この方たちの設置状況は、的確にはつかめていないとの回答でございました。確かに、ひとり暮らしの高齢者等への設置確認につきましては、住宅を訪ねるにいたしましても、プライバシー的な問題もあります。民生委員さんとの同伴、あるいは協力をいただきながら確認しなければならないというようなことにもなるかと思っておりますし、確認作業に困難さもあると理解しておりますけれども、設置したくても、ひとり世帯あるいは高齢者では、取りつけも容易ではないと思われまして。

そこで、火災報知器の設置取りつけをフォローするような仕組みが、今現在あるのかどうか、その辺、教えていただければと思います。

議長（秋山哲朗君） 坂田消防長。

消防長（坂田文和君） 高齢者世帯におきましては、職員が尋ねまして設置をすることにしております。現在、そういったことを進めております。

議長（秋山哲朗君） 高木議員。

4番（高木法生君） ありがとうございます。どうしても、体の不自由な方もいらっしゃるというようなことで、ぜひともよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

次に、住宅火災報知器の普及率の件でございます。この伸び悩みというものは、家族の命を守る機器であるものの、その設置が自己責任を重んじているというような基本原則もあるからだと思っておりますけれども、設置義務がありまして、罰則規定はありません。まあ、そうしたことが、大きく影響しているのではないかと推察しております。しかし、来年の5月までには100%の達成を掲げられておりますので、今後も粘り強い啓発活動を展開していただければと思っております。

それでは、次に2項目目でございますが、インフルエンザの接種ワクチンの確保につきましては、昨年の流行時の11月末接種希望者のワクチン数の2割程度しかなかったということで、本年の状況を心配されたわけでございますけれども、先ほどの答弁によりますと、製造予定分が5,800万回、それから在庫分が7,300万回分あるということで、合わせますと1億3,100万回分あるということになるかと思っております。これで全国民分が確保されているというわけになりますので、ワクチンの不足は生じないということで、安心をしておるところでございます。

2点目の、中学生以下のインフルエンザワクチンの助成についてであります。通常、65歳以上の高齢者に対するインフルエンザ予防接種の助成につきましては、平成13年の予防接種法の改正等もありまして、この規定に基づき自治体が助成することになっているものようです。また、低所得者等に対しては、昨年引き続きまして補助対象との答弁でもありました。

しかし、非課税世帯以外の他の年齢と申しますか、中学生を含むわけですが、この接種に対しましては、任意接種ということのためと思っておりますけれども、助成がな

いのが現状であります。

そこで市長さんにお伺いしたいと思っておりますが、昨今少子化等叫ばれる中、次代の美祢市を担う元気な子供を育てる、安心して産み育てられる環境づくりから申しまして、また、財政も逼迫しておりますが、ある程度の自治体の負担はやむを得ないのじゃなかろうかと思っております。子育て世代への負担を少しでも軽減し、美祢市で安心して産み育てられるよう、また、流行を押さえることで、美祢市の医療費の抑制にもつながるのではなかろうかと思っておりますが、中学までのワクチンの接種につきまして、特段の配慮といたしまして、美祢市独自の助成は考えられないものかお伺いをしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 高木議員が、将来を担う子供さんたちの命、非常に大事に思っておられる、よくわかります。いろんなそういう医療関係についても非常にお詳しい方でもいらっしゃいますし、私もこの点については同じ思いでございます。

今のインフルエンザ、それからいろんなワクチン系統、先月も山口県の市長会を、この美祢市で引き受けさせていただきまして、山口県内の全市長、この美祢市に集まっていたいで会議をいたしました。その折にも、このワクチン系統の話が議題にのぼりました。

それぞれの、今、高木議員がおっしゃいましたように、それぞれの基礎自治体、市、まあ町も含めますけども、非常に財政基盤が今弱くなっておるということで、やりたくてもできないという状況があるわけです。ですから、その辺も含めまして、低所得者等だけに限らず、どうにか国のそのバックアップ、それを頂戴できるような形をつくっていききたいというふうな話も出ております。

今、高木議員おっしゃったのは、市単独でということだろうと思うんですが、全体の財政を鑑みまして、いろいろ検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 高木議員。

4番（高木法生君） ありがとうございます。前向きな処置をよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

3項目目に入りますが、豪雨災害に係る今後の対策等についてであります。地方防災計画につきましては昨年の3月にでき上がり、また、防災ガイドブック、そし

て洪水ハザードマップも作成しておられます。市民に防災上必要な情報というものがしっかり提供されているものと、大変結構なこととっております。

地方防災計画につきましては、最近のゲリラ豪雨などの集中豪雨や異常気象、想定を超える大雨が降るなどによりまして、実効性のあるものに計画を見直すとの答弁もございました。災害に強い美祢市となりますよう、早期の整備をお願い申し上げたいと思っております。

最後に、防災行政無線の整備についてであります。これは、美祢市地域防災計画、また、美祢市総合計画の地域防災の推進等におきましても整備・拡充とあります。経費的に早急な整備というのは難しいと思われましても、これは、通信手段では対応できないことも想定できると思っております、想定できるわけでございます。

また、28年には、デジタル化ということも、移行もありますし、幾通りもの通信手段の確保は急務であると思っておりますので、早目の整備を進めていただくよう要望いたしまして、私のすべての質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

.....  
議長（秋山哲朗君） この際、暫時午後1時まで休憩をいたします。

午前11時47分休憩

.....  
午後 0時58分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。竹岡昌治議員。

〔竹岡昌治君 登壇〕

24番（竹岡昌治君） お疲れでございます。政和会の竹岡でございます。午後の一番最初ということで、皆さん方、多少おなかが張って、目が潰れよるんじゃないかと思いますが、おつき合いのほどよろしく願いいたします。また、議長におかれましては、せっかく所用があるのに、1時間ほどおつき合いをいただきましてありがとうございます。後ろからです。

それでは、一般質問順序表に基づき質問をさせていただきます。

まず、地方分権並びに行政改革と監査制度のあり方についてということで、4項

目掲げております。一つは監査の機能について。二つ目が監理課の職能について。三つ目が公社、第三セクター、委託事業、指定管理者制度の改革をどう取り組むかということでございます。四つ目が監理指導課、これは仮称でございますが、監理指導課の設置についてという4項目につきまして質問をさせていただきます。

壇上からは以上で終わって、下でやらさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔竹岡昌治君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 非常に、竹岡議員、簡略、明快な御質問で、心の準備ができておらんやったですが、私のほうは丁寧に答弁をさせていただきたいと思います。

それでは、竹岡議員の御質問にお答えをいたします。

御案内のとおり、20世紀の終わるころから、これまでに経験のしたことのない不況、それから経済の低迷の時代を迎えまして、これからの国づくりや、国と地方の関係について、しっかりとした国の将来像を構築するため、いわゆる地方分権が大きく叫ばれるようになりまして、地方分権一括法が平成12年4月1日に施行されたわけであります。

それから10年余りが経過をいたしまして、昨今では、地方の権限、それから裁量の拡大を実のあるものにしようと、地方への財源の委譲について、一括交付金制度の導入等が議論をされておることは、議員御承知のとおりであります。

地方分権、現政権におかれては、地方主権という言葉を使っておられますけれども、国会における与野党間、そして、国と地方の間に大きな隔たりはないため、各論においてさまざまな議論はあるものの、今後も着実に進展をするというふうに考えておるところでございます。

そして、地方分権は、私ども地方自治体にとりまして、自己決定権の拡大でありまして、自己決定権が大きくなるということは、これまでと異なりまして、国から予算の使い方や事業のあり方についてのさまざまな関与を受けなくなる一方で、我々地方自治体は、みずからの管理能力を高めていく必要があるというふうに考えております。

このように、自己決定と自己管理の能力を高める必要があるとの観点から、私は、平成21年度に策定をした行政改革大綱の一つの柱といたしまして、行政評価制度を導入して、市民の幸福拡大のために、私どもに与えられた財源、そして職員、そ

して市民の方の力をいかに有効に活用させていただくかを、常に検証し、不断の経営改革を続けられる仕組みづくりを着実に進めているところであります。

さて、1点目の監査の機能についてであります。

現在、この市長部局、教育委員会等を除きますけれども、市長部局においては、自己決定の能力、自己管理の能力を高めるために、行政評価制度を導入しつつあると申し上げましたが、一方で、地方自治体は、もともと地方自治法第195条以下の法令に基づきまして監査委員制度を設け、同法第2条第14項に掲げる地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとの目標に向かって進んでいるかということ、自己点検するという監査機能を有しておることによってございます。

それでは、監査委員に求められる機能、または業務を具体的に申し上げますと、まず財務事務監査、それから経営に係る事務管理監査、それから工事監査、そして行政監査、財政援助団体等監査、例月現金出納検査、決算審査、基金の運用状況審査、健全化判断比率等の審査、住民監査請求の審査等、非常に多岐にわたっておりまして、自治体監査委員の機能、もしくは業務になるかというふう存じております。

次に、2点目の監理課の機能についてであります。御存知のように、監理課は合併を機に、私が新たな初代の市長になりまして、新たに設けた課でございます。

これまで、各事業担当課が個別に入札を行い、契約や現場監督業務から工事検査まで行っておりましたものを、監理課において一括管理をし、総合判断のもと、より公平な指名審査で、入札並びに工事検査が行える体制にしたところであります。

課の体制といたしましては、指名審査会から入札、さらに当初契約までを担当します監理係、この「かん」は監督の「監」ですが、監理係、工事検査を担当します検査室に加え、本年度からは公有財産の総括、普通財産の管理等を担当します管財係を新たに設けたところであります。

職務内容につきまして少し詳しく申し上げますと、昨年度の実績で、監理係では281件の工事、23件の業務と65件の物品等の発注事務を行っております。基本的には100万円以上の物を監理課で対応しておりますが、物品や一般業務委託についても監理課で扱うようになりましたことや、本年7月の豪雨に伴います被災

状況からすれば、今年度は前年度を大きく上回る発注事務を行うことが予想されており、おるところであります。

また、工事発注に際し必要な要綱等の改正業務に加え、今年度において美祢市条件付一般競争入札に係る事務処理要綱を新たに整備、施行したところであります。

次に、検査室におきましては、昨年度73件の工事検査を行いました。基本的には500万円以上の工事を対象としておりますが、一部300万円以上の工事についても検査室で扱っております。なお、検査に専門的な知識を要しますので、技師あるいは土木建築等の国家資格を有する者が実施をしております。検査の内容につきましては、請負工事の目的物が契約図書に定められた出来高や品質等を確保し、支払いを行ってよいことを確保する検査、すなわち美祢市財務規則に基づく「給付の完了を確認する検査」と、工事中の工程管理や安全対策を指導し、提出をされました管理書類の整備等について工事成績を評定する検査、すなわち美祢市工事検査規則に基づく「技術検査」の2面からの監査を行っております。

なお、物品を含みます業務関係につきましては、内容が複雑・多岐にわたることから、発注事務は監理課で行い、完了検査等につきましては、それぞれの担当課が担当しているところであります。

最後に管財係であります。これからの公会計制度への対応に向けた公有財産台帳の完成が緊急の課題でありますので、今年度においては、普通財産の管理だけでなく、蓄積されている台帳データの精査や公会計制度の趣旨に沿った土地、建物の評価について整理をしているところでありまして、さらには、今後は売却可能な資産の整理や遊休土地等の活用に向け取り組んでまいることとしております。

次に、3点目の公社、第三セクター、委託事業、指定管理者制度の改革をどう取り組むかについてであります。

本市におきましては、本年3月に美祢市行政改革大綱と、この実施計画であります集中改革プランを策定したところであります。

この大綱は、効果的、効率的な行財政運営を行うことを基本方針とし、財政基盤の強化、市域協働を目指した地域力の創造、そして住民ニーズに柔軟に対応できる職員の育成を目標としているところでありまして、今後さらなる地方分権が進展することで、事務事業の権限移譲も拡大することが予想されるということから、限られた行政資源をいかに効率的に投入・活用するか、その方策、各事務事業において、

最小の経費で最大の効果を発揮する、私がいつも申し上げるコストパフォーマンスですね、この行政評価システムや指定管理者制度の導入に取り組んでいるところがあります。

さて、御質問の美祢市土地開発公社の取り組みにおきましては、今年度からは紹介者を創設をいたしました。そして、その販売に努めているところですが、4月から11月までの8カ月間に、七つの区画を販売をしたものの、低迷をいたします経済情勢からか、その効果が顕著にあらわれておるとは言えない状況にあります。

過去5年間の販売実績が年平均で5区画であることと、公社の宅地保有数を試算をいたしますと、今保有しております土地が完売するまでの期間は60年以上、実に60年以上の長期になることが推測をされまして、市が債務保証をしている借入金に対する利子負担は、市の財政運営に非常に大きな負担になるものというふうに思っております。

この問題につきましては、既に議会へも報告をしたところでもありますけれども、先般開催をいたしました美祢市行政改革推進委員会へも同様に報告をいたしております。今後は、議会、行政改革推進委員を初め、各方面から御意見をいただきながら、土地開発公社の解散を含めた抜本的な改革案を早急に取りまとめ、皆様にお示しをしたいというふうに考えております。

また、第三セクターにつきましては、平成22年度より、今年度ですね、総合政策部商工労働課に第三セクター対策室を新たに設置をいたしまして、美祢観光開発株式会社及び美祢農林開発株式会社の二つの第三セクターの指導管理を徹底するとともに、改革に向けた準備を行っているところであります。

美祢観光開発株式会社においては、平成21年度決算において黒字を出したものの、まだ安定経営には至っておらないため、改革の第一歩として、現在第三セクター対策室主導型で、スタッフの意識改革等内部からの改革に取り組んでいるところであります。今後は、さらに踏み込んだ経営分析を行い、現在取り組んでいる経営改善計画を順次修正しつつ、安定経営、健全経営に向け努力させたいというふうに考えております。

なお、平成22年度の決算見込みについては、現在までのこの現状のまま推移した場合は、わずかではあります。今年度も黒字が出るものというふうに予想し

ております。

また、美祢農林開発株式会社についてですが、これまでも御説明させていただいておるとおり、美祢社会復帰促進センターの誘致の際の約束の中で、矯正事業に協力をしていくという側面と、美祢市内の森林を守っていくための大きな二つの政策的意図が込められております。

従いまして、事業には負、ですからマイナスの要素が初めから非常に多いため、竹箒事業についてのみ見た場合は赤字事業となっております。本来の民間の事業活動においては、この負の部分、マイナスの要素は事業廃止を行うべきではありますが、先に述べましたとおり、政策的な要素を合わせ持つ事業であるため、今後も継続的に事業を実施していくことを考えております。

なお、竹の子の水煮事業等については、黒字化できる事業であるため、竹箒事業のマイナス部分を少しでも補うことができるよう、今後も経営努力をさせていきたいというふうに考えております。

次に、委託事業と指定管理者制度であります。これは午前中にも南口議員の一般質問でも答弁をさせていただきましたけれども、民間でできることは民間にを基本に外部委託する業務の拡大を推進しているところであります。

今後も委託事業におきましては、業務の効率化、サービスの向上、雇用の創出などを図るため、積極的に導入に向け検討していきたいと考えております。特に、公の施設の管理においては、民間のノウハウを活用した指定管理者制度を導入することで、多様化する住民ニーズへの対応を効果的、効率的に推進しているところであります。今回提案をいたしました議案第23号では、道の駅みとうと美祢市美東都市と農村交流の館を新たに指定管理者制度の導入施設として追加したところであります。

なお、指定管理者制度導入に当たっては、美祢市指定管理者制度導入に係るガイドラインに基づきまして、導入の検討方法、募集の方法、選定基準、フォローアップなどの指定管理者制度に係る統一的基準を策定して実施をしているところであります。

とりわけ、この指定管理者制度は、その選定に当たっては一般の委託事業と異なることは南口議員の御質問にも申し上げたところでありますが、その改革の方策としては、管理者を公募するに当たり、施設状況や管理内容等周知するとともに、突

発的な支出の負担割合をあらかじめ定めるなど、応募者の必要以上の経費積算を減少させることが改革につながるというふうに考えております。

4点目の監理指導課の設置についてであります。組織の編成に当たっては、さまざまな法の流れに沿って、できれば国や県の組織の編成に準ずることが、基礎自治体とすれば理想であるというふうに考えております。従いまして、財政支援団体等の管理監督や、工事に係ります監査を行う権能を持つ部署として、監理指導課によります対処をすることがよいかどうか、竹岡議員の提言を真剣に受けとめまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

壇上よりの回答としましては以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 壇上での質問は非常に簡単に申し上げましたが、丁寧な御答弁いただきましてありがとうございました。傍聴席にもたくさんの方が来ていらっしゃるようでございますので、緊張感を持って御質問させていただきたいと思っております。

私が、実は議会選出の監査委員でありながら、監査にかかわる一般質問をするというのは、恐らく議員の皆さん方も、執行部の皆さん方も、違和感を感じられたんじゃないかなというふうに思っております。しかしながら、過去7年間やらしていただきまして、逆に議員の皆さん方や執行部の皆さん、そして市民の皆さん方に、監査というものは一体どういうものなのかということも理解を深めていただきながら、今後の取り組みについて若干なり議論を重ねていきたいと、このように思っております。

まず、市長の答弁にもありましたように、監査の中では、実は12項目ぐらいあるわけですね。いわゆる、定期監査だとか臨時監査だとか、住民請求によります住民監査請求、あるいは市長のほうからこれを調べてくれという、市長のほうからの申し入れ、あるいは議会、9月議会だったと思います、いわゆる家族村を含めて、特にリフレッシュパーク、大正・景清洞、そうしたものをもう1回監査でよう調べるといような、いわゆる議会側からの申し入れ等含めて、実に12項目あるわけです。

その中で、先ほど市長のほうから申されたように、今度は逆に監査の機能と言いますと、財務監査、これにつきましては、昔は特に財務監査が主流でございました

けど、現在はできるだけ、職員の皆さんにはきついんですが、監査事務局の皆さんでできるだけやっていたらこうということで、計数監査はできるだけ監査委員は外しながら、ほかのほうに力を入れて来たというのが過去の例でございます。

それから、もう一つは、経営にかかわる事業管理監査、これも特に業務の改善、効率化、そういうものが、あるいは合理化が図れないだろうかという視点から随分とやってまいりました。

そして、行政監査。これも各部局の連携、整合性、統合性、そうしたものの公平性など人事管理まで含めて、特に我々は配慮しながらやらさせていただきました。

それから、財務援助団体の監査につきましても、補助金等が効果的にあるいは合法的に使われているか。あるいは、交付目的に整合しているかというようなことで、特に三好代表監査委員さんが力を入れていただきまして、こういうものもやってまいりました。

で、監査だけじゃなくって、監査の機能の中には、実は検査というのも一つあるんですね。いわゆる、指定金融機関等の現金等含めた例月の検査。それから、さらに、まあ御承知だろうと思うんですが、決算審査。あるいは基金の運用状況の審査。特に、最近夕張市が経営破たんを起こしてから、地方財政の健全化法ができて、そして、我々は健全化法に基づく判断比率等の審査というのが増えてまいりました。

それから、ここ何年かの間に、市民の皆さん方がやっぱ行政に対する関心を持たれたんだろうと思うんですが、住民監査請求も相当入ってまいりました。そうしたものの、住民監査請求は監査じゃなくて審査になるわけですが、我々は経験をさせていただきましたし、やってまいりました。

ただ一つ、まだ手をつけていないのが工事監査なんです。で、この中に、監査手帳というのがあるんですが、この中に工事に対する監査、先ほど市長が申し上げられたように、監理課の中に、公共事業は260何ぼとかおっしゃったですね、やったとおっしゃって、それに対する検査が、何ぼやったですかね、2けた台だったと思うんですが、そうした形で取り組まれたというふうにおっしゃってます。

我々も、実は工事検査まで入りたいんですが、端的に申し上げまして、今の陣容ではどうしても難しい。去年は、特に出先機関、美東町を中心にやらさせていただきました。本年は秋芳町をやらしていただいております。来年は恐らく旧美祢市という形で、出先も3年に1回しかできない状況でございます。

まあ、そうした中で、私が申し上げたいのは、監査が、この基本方針の中には、都市監査のいわゆる基準というのがございますが、この中にも公正で、先ほど申し上げた、市長答弁の中にもありましたように、公正で合理的、かつ能率的な市の行政運営、この確保を、まあ違法性、不正、そういうものの観点から、ただ指摘するだけじゃなくして、逆に、適法性、あるいは効率性、あるいは妥当性、そうしたものの保証を期すると、こう書いてあるんですね。とてもじゃないが、こんな大きな仕事を、今の陣容で3年に1回歩いたりやっても、なかなかできないのが現状でございます。

まあ、そこで私が御提案申し上げたいのは、後ほどちょっと監理課の話は申し上げますが、新しく監理指導課をつくっていただいて、少し、同じような機能も付加しながら、連携を取りながらやることはできないだろうかというのが考え方でございます。

あるいは、他市におかれましては、監査は常勤制度にして、代表監査委員さんが常勤されて、担当されておられます。そうした常勤化か、もしくは監査委員を増員されるか、あるいは先ほど申し上げましたように、監理指導課を新しくつくられて取り組んでいくか、その辺で市長のお考えをもう1度お聞きしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 竹岡議員の再質問ですが、確かに今再質問でおっしゃいましたように、監査委員の方に、今課せられておる、その業務量と言いますか、責務にかかわるものには、非常にボリュームが増してきておるという認識が私もあります。と言いますのは、市民、国民の方が、その行政に対する意識が大きく昔よりも変わって来たというのがあります。この行政が、常に国民の前で公明公正に透明性を保ちながら仕事をしていくということを求められる。かつてが違ったという意味じゃありませんけれども、さらにその意識が強くなっているということで、この監査が持つ権能機能は大きくなってきておると私は思っております。

従来の監査委員の体制で、その非常に厳しい中を、議会より選出されておられます竹岡議員と三好代表監査委員とお二人で今していただいております。恐らく激務であろうと私は思っております。で、その激務に耐えてやっていただいておりますけれども、やはりやれるその量というのは、1日24時間しかありませんし、1年365日しかありませんから、限られてくるというふうに思っております。

今、壇上でも申し上げましたけれども、工事監査はできてないというふうにおっしゃいました。これは今、私どもの監理係で、年間281件の工事と申し上げましたけれども、これも、ことしについては、もうとんでもない、こんなものの数じゃないです。これを実際に監査のほうで監査をしてくださいと申し上げても、できるはずもないというふうに私も思っております。

で、我々の体制も、実は合併直前のかつての一市二町の全職員数に比べますと、現在130名程度正職員の数を減らしております。ですから、その少ない、減らしてきたスタッフで、みな職員の方々に、集中的に無駄な時間を省いて仕事をしてもらっておりますけれども、しかしながら、冒頭今申し上げたように、市民、国民の方に、この我々がやっておる仕事を、いかに透明性を持ってお示しするかということが必要でありますので、今、指導課という言葉ですか、使われましたけれども、監理指導課かな、名称はちょっと変わるかもしれませんが、その、我々が持っている、私が補助機関として持っている、この市役所の組織体制の中で、私も市長になりまして、逐次どんどん組織をいらってきてます。そのときの要請に応じていらわないと、今までこうだからこのままでいいということは私は思っておりませんから、併せて変えて来ておりますので、いずれにしても、今のこの監理、監査にかかわる機能、権能、補足するという形を取らしてもらいたいというふうに、今考えておるところでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） そうしますと、今度は次の質問にちょっと入りたいと思うんですが、実は監理課のことについては、これは21年度の第1回の定例会、昨年3月2日、これは南口議員が質問をしたことに対しての市長の答弁でございますけれども、監理課の果たす役割についてということで、市長は物品の納入業者の受付、それから公共工事の指名、審査にかかわる事務、それから最後に、工事が完成した後の工事検査が監理課の主な業務となっておりますと、こう答えていらっしゃるんですね。

ところが、さっきの答弁では、もう一つ管財を加えたと、こういうふうにおっしゃってます。しかも、私はこの一般質問をするまでは、監理課の「監」の字を間違ってた。たけかんむりのほうの「管」という字を使ってたんですね。ところが、一

般質問出したら、事務局から違いますよと、「かん」の「監」が。で、今ある監の監理とは、まあ日本語で訳せば取り締まりでしょう。ところが、管財ってなりますと、今度はたけかんむりの「管」ですよね。そして、これは権限によって支配すると、こういう解釈になろうと思うんですね。いわゆる財産管理をすると。

この二つの機能を持たされたということがよくわかったわけですが、今日まで私はたけかんむりの「管理」と思ってたんですね。ところが、よくお聞きするとそうじゃないと。こういう形になって、市長の答弁もあるんですが、その後少し内容を変えられたんだらうと思うんです。しかも、その中で、280件の公共工事等を作りながら、確か検査したのは73件だと。いわゆる、3分の1にも足りない状態になっておると。これは人手が足りないのか、やる必要性がなかったのかわかりません。ましてや、監査も、工事監査をしるというけど、まだ1件もやったことがありません。

御承知のように、健全化法ができて、いわゆる決算審査が9月議会でやらなくちゃいけないし、11月には市民の皆さんに公表しなくちゃいけないということになりましたんで、我々は、9月の議会ぎりぎりまで、職員の皆さんも徹夜でやっております。私たちもほとんど休みありません。

そうした形で対応はしてきたものの、そうしますと、ほかの監査の機能がどこまで果たせるんだらうかということが大きな疑問があって、市長に、さっき増員という言葉にはお答えはいただけなかったし、常勤ということにもお答えはいただけなかったんですが、それはまた後から、もう少し議論を深めてから話をしたいと思えます。

まず、地方分権で市長が申されました中で、第三セクター等の抜本的改革の話が実は出ておりまして、これにつきましても、昨年6月23日付で総務省の藤井財務局長から、第三セクター等の抜本的改革の推進等についてということで、それぞれの各市町村長あてに通達がきております。

その中で、いわゆる第三セクター等ですから、土地開発公社が入っているわけですね。で、土地開発公社も、当然御答弁があったように、議会でそのまま存続するのか、あるいはこの際整理をするのかという議論を一度やったことがあります。また、今からそうした議論が深まってくるだらうと思うんです。その中で、国の考え方は、いわゆる不採算性、物は、今度健全化法に基づいて、いわゆる将来負担比率

が大事になってきますから、公社や第三セクターが抱えてるそうしたものも全部含まれてくるわけですので、債務調整をどういうふうにしていくかということが大事だろうと思います。このことも、平成25年までに確か整理をしないと、こういうことだと思えます。

その中で、特に土地開発公社、御承知のように、美祢市の土地開発公社と秋芳町、美東町が合併したとき、はっきり申し上げまして、十文字原の工業団地、これも合併と同時に美祢市の土地開発公社の資産になったわけですね。ところが、ことしの決算で評価損が4億何ほも出て、今、債務超過をやっている状態です。

で、当然そうなりますと、これをどうするか。土地を売却しようにも、4億数千万の、5億に近い土地が、時価評価に直すと700万しかないような状態で、しかもその土地は、私に言わしたらお荷物の土地だと言いたいんです。なぜかしたら、活用しようにも、造成しようにも、谷間も買っていない。山だけ買うちやる。谷間もなかったら造成することはできません。泥を全部持って逃げなくっちゃいけない。もしくは、もっと高いお金を出して谷間を買うか、そうした方法しかないわけですね。

それなら、その700万ぐらいなら、ただでもええから、だれかもらってくれるもんがあったら、ちゃんとして、工場でもつくってくれるちゅうんなら、あげたほうがまだいいんじゃないかちゅう気がするんですが、それはまあ、今回の議論ではありません。

そうした土地開発公社を、どのように今後方向づけをされようとしているか。どういう手順でやろうとされているか。私はさっき監理指導課という話も申し上げましたけど、第三セクターや、あるいは公社を、そうしたところも所管に入れ込んで、やっぱ国が示している手順に基づいてやっていくべきじゃなからうかと、こういうふうに思っているんですが、いかがでございましょうか。

議長（秋山哲朗君） 田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 只今の竹岡議員の御質問対してお答えしたいと思います。

第三セクター等の抜本的な改革を進めるに当たって、まず、その事業そのものの意義を考える必要があるかと思えます。で、美祢市においては、この土地開発公社と、それから美祢観光開発、それから美祢農林開発の第三セクターが対象になる

んですが、土地開発公社につきましては、当初、設立当初は来福台団地の造成ですとか、バブル期の土地の先行取得等、意義は大いにあったわけですが、もう最近ではその意義が薄れてきておるのではないかということが言えるかと思います。

それで、土地開発公社の今後の改革の進め方については、先ほどの市長答弁の中にもあったかと思いますが、市の内部、行政改革推進本部の中で検討して、その結果を踏まえて、民間の人に入っていております行政改革推進委員会のほうにお諮りしております。で、その結果を参考にして、同時にその議会のほうからの御意見もいただいた上で、最終的にその市の方針を決定して、仮に解散という場合には、臨時的な財政支援措置の第三セクター等改革推進債が、21年度から25年までの時限的措置として国のほうでつくっておられますので、それを活用することになるのではないかというふうに考えております。

それと、第三セクターについては、事業そのものの意義を考えたときに、まだその十分な事業を存続する意義があるのではないかというふうに考えておりました、この存続に当たってどのようにするかという、今後のその検討が必要になるのではないかというふうに考えます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） そうすると、存続を、恐らく美祢農林開発も赤字ですから、おやめになったらどうですかと言っても、もう言おうと思ったら市長のほうに先に矯正施設との絡みの中で存続する意義を述べられたんで、その点は引っ込めますが、しかしながら、国が言ってるのは、第三セクターっていうのは往々にして市長が社長の場合が多いんですね。で、私どもは議員が市長にちょっと面会を申し込もうと思っても、なかなか会うことができないほど、市長の仕事ちゅうのは激務ですよ。よう、まあ、健康を保っておられるなあとは思うんですが、それだけの激務の方が、まあ第三セクターと言えども、出先の会社の社長をやっておられて、ほんとに把握できるかなという気持ちがします。

そこで、国も善管注意義務、これ監査のほうからすると善管注意義務違反、あるいは忠実義務違反、そういうものがあるかどうかちゅうのまでやらざるを得ないわけですが、いわゆる責任の明確化と言いますか、さっき市長もどっかで申されたように、自己管理能力って言いますか、そういうものをやっていくなれば、市長が最

終的には行政の長ですから、市長の責任になるのは当然なんですが、やはり、その辺の管理体制って言いますか、経営責任体制って言いますか、これについてはどうお考えなのか、お答え願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 竹岡議員の只今の質問ですが、第三セクターは官と民が共同で会社を設立して、公的な使命をもって会社を運営しておるというものでございます。

で、今おっしゃいましたように、市長というのは、私市長ですが、実は、いろんな組織、会社等の理事、会長、それから第三セクターの社長を兼ねてますけど、全部合わせましたら120ぐらい肩書きがあります。で、総会が年に1回しかなくても、それに出るだけで120回かかりますんで、逆いえば、第三セクターの社長を私がやっておりますけれども、恐らく今いろんな自治体、それから国におかれても、特に自治体で言えば首長、うちで言えば市長が社長をするというのは、どんどんなくなっていく方向にあります。

で、それは今おっしゃったように、管理監督責任というのは、当然のごとく社長に生じております。私もその社長業として、それに専属できれば言うことないですから、それについておってでもやりたいんですが、とてもそういう状況ではないというのも確かに一方の事実でもあります。ですから、私のこの意を汲んで、その社長業に専念できる体制を早急にしたいというふうに思っております。ただし、これは株主総会が必要でございますんで、株主総会を経て、その新たな形をやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） ありがとうございます。国がせつかくそのことも触れておりますので、第三セクター、あるいは公社を存続するときには、どういうふうにするんかという手順があるわけありますので、十分それに基づいてやっていただきたいし、次に、指定管理者制度のことについて若干御質問申し上げたいと思いますが、これは午前中南口議員がされましたので、できるだけ重複しないようにやりたいと思います。

まず、私、県の指定管理者制度のガイドラインを見させていただきました。それから、市の分を、去年の9月に改正されました分と比較しました。はるかに美祿市の

ほうが細かく、そして美祢市のほうが優れております。そのことには、執行部の皆さんが一生懸命やられたんだなあというふうに思っておりますが、若干つけ加えたいなと思うのがございます。

事業計画の内容に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していなければ、指定管理者制度には回せないというような条項があるわけですが、このことも、実は9月議会で監査のほうに観光会計をもっと精査しろということを指示いただきまして、私ども監査いたしました。そして、ある議員さんがよく言われましたですね総勘定元帳まで見せろ、議会在それでないとわからんとおっしゃったんですが、これは当然監査のほうの仕事ですので、私どもも今回は伝票まで見させていただきました、電子記録まで見せていただきまして。

そうした形で精査をした結果、一番問題があるのは、市が求めている業務報告は、いわゆる正規の簿記を通したあれじゃないんですね。だから、企業会計原則には沿ってないんです。従って、お金がなかったら払ってないよというものは計上されておられません。いわゆる単年度のキャッシュフローで計算されたものしか出ておりませんので、そのことしか報告が上がっておりません。

どれぐらいの指定管理者制度があるかわかりませんが、私どもが見させていただいた限りでは、報告書というのは1年の収支報告という形で求めております。当然、貸借対照表、財産目録というようなものの、いわゆる財務諸表は添付されておられません。

そこで、今回も補正予算で、きのうも1日ばかりで、連合審査するんか、しないかという話で1日かかったわけですが、私は、再度このガイドラインを徹底的に洗いかえていく必要があるんじゃないかと。

一方では、先ほど申し上げたように、そうした経営能力と言いますか、それを求めながら、どこかにありましたよね、先程、申し上げましたようにそうした物的能力、人的能力って言いますと、どの程度を指しているのかわかりませんが、いわゆる正規の簿記で、会計原則に基づいた財務諸表をつくれる能力のある者ということになると、指定管理者制度そのもの、大変な問題が出てくると思うんですね。

しかしながら、我々が見させていただいた中で痛切に感じたのは、期間計算をきちんとするとするならば、やっぱり正規の簿記を使わなくちゃいけない。で、そうしたものも、今後どういうふうにしていくのかということのお考えをお聞きし

たい。

それから、もう一つは、選定方法、いわゆる指定管理者を決めるときに選定方法として、ソフト、いわゆるソフト事業の企画と、それから施設の維持管理、この2本柱になってくる。ところが、もう一つ美祿の場合は、収益事業を伴う、例えばおふく道の駅だとか、今度新しく指定管理者制度にされたみとうの道の駅、それから今の家族村、芸術村はそこまではいかにしても、そうした、いわゆる商売っていいですか、そういう商業行為をして収益を上げる、いわゆる指定管理者制度については、何も触れていないんです。

ですから、せっかく2本柱でやってあるならば、収益事業のあれをどのようにしていくかということ。で、我々から執行部に指摘できるのは、そうした指定管理者制度を公募するときに、仕様書、どういうふうな仕事をするのか、あるいはどういう予算が考えられるかという、そうしたものの資料は精査して示すべきだというふうな意見を持っておるわけですが、まだ監査のほうも、そうした企業会計原則に沿った、いわゆる複式簿記をやらせて、バランスシートまで出ささいというところまでは踏み込めないのではなかろうかとは思ってるんですね。そうしますと、こう範囲がずっと狭くなります。しかしながら、今回の問題は、起きた問題は、そこに私は大きな要因があろうというふうに思っておりますが、市長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 竹岡議員、非常に厳しい御質問で、なかなか答えづらいところがありますけれども、今お話しされたガイドライン、これも20年10月に策定をして、いろんなことが起こりましたので、また、21年5月に改訂をして、そしてその年の9月にまた改訂をしたということで、これ3回目のものでございます。

で、なぜ、これほどの改訂が起こっておるかということが、きょう午前中の南口議員の御質問でもお答えをしましたが、当初国がもくろんでおった箱物の指定管理ということと、現状、日本全国津々浦々で行われておるこの指定管理者制度が乖離をしてきたというのが大きな原因であります。で、当初その指定管理者制度を出したときに、この収益的なものをほぼ想定をしてなかったということが大きな要因にあります。

おっしゃるとおり、今のこの指定管理をお受けいただくときに、その辺の収益的

なものを勘案、加味した形で想定せずに、このガイドライン、国がいろいろなことを示しております、県も出しております。これに基づいてつくっておりますけれども、入っていない。入っていないから、実際にこの仕事をしていただいでいくうちに、いろんな問題点が出てくるということが生じてきております。ですから、後追いで改訂を行ってきておるといことがあります。

今回も、昨日秋吉台家族旅行村のことでいろいろ御議論いただいておりますけれども、いろんな会計処理のこともあろうかと思ひます。で、ただ、今、竹岡議員がちょっと触れられたけども、この会計処理、それから期間計算、発生主義をもとにやっていく。だから、役所の予算というのは発生主義じゃないですから、現金主義ですから、全く違うもんですよね。だから、もともと、国が示す発生主義じゃない、役所の公会計をもとに考えたものですので、その辺の乖離が起こってます。それを求めていくとなると、お受けになるほうに、それほどの実力も必要になってくるということがあります。ですから、その辺を勘案をしながら、どういうふうな形でこのガイドラインを改訂をしていくかということも必要かというふうに、私、今、強く思っております。それは、必ず、もう1度これを精査をして、ほんとのその現状、そして全国いろいろなことが起こっておりますんで、その辺も調査をさせまして、それをこれに反映をさせていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） もう一つ、所管の部長にちょっとお尋ねをしたいんですが、例えば、3年間なら3年間、5年間の指定管理者をした場合、指定管理料が幾らだというときに、債務負担行為を起すという規則があるんですか、ないんですか。

議長（秋山哲朗君） 田辺部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 只今の御質問にお答えします。

指定管理の期間は3年から5年ということでガイドラインに載せておまして、現状では3年あるいは5年の期間で指定管理をしておるのが現状ですが、予算については、それぞれの年度で、単年度ごとに予算化しておりますので、債務負担行為は設定しておりません。また、債務負担行為を設定しなければいけないという規則、要綱等はございません。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） そうすると、私もちょっと勉強不足だったかもしれません。じゃあ、ちょっと県のほうとちゃんぽんになっているのかもしれないね。確か県は債務負担行為を起こしていると思うんですね。

で、そうしますと、そのことも議会に諮るようになるだろうと思うんですが、議会に提示するとき、非常に簡単なんです。きのうも、みとう道の駅のことで、私自身も申し上げました、23号議案のとき申し上げましたが、管理をどういう管理をするのかもわからんまんまで、とにかく議会はわずかな資料の中で認めると、こういう提案なんですよ。

で、きのうも資料を連合審査のときには求めたわけですが、あれも、商工労働の所管で、それぞれトイレの掃除、河川の清掃、それから使用料をいただいているという約束を、あっちから、こっちから集めて、ぼんと出してお示しをしても、実際にやられる人が1年やってみないと、恐らくいろんな問題が、まだどっかに隠れてるかもしれない。そうしたものが、やはり指定管理者制度をやる中で、私は一つの提案として、5年なら5年の期間がいいんですが、少なくとも1年間だけは試行期間、まあいわゆるテスト期間というものを設けて、再度、あの美祿の指定管理者制度の中にもあるんですが、毎年指定管理料については協議するようになってますよね、一応決めても。そういうふうな制度になってるんですが、1年間は試行期間ということでおやりになるお考えはないだろうかというふうに思います。

それから、もう一つは、どっかにありましたけど、指定管理料については、当年度予算の中で、いわゆる単年度協定をもう1回やるということが間違いないだろうと思うんですが、その辺も含めてちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 田辺部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 只今の、1年間の試行期間を設けてはどうかということですが、ほかの市の例とか、ほかの県の例等も調査のうえ検討したいと思います。ただ、現状、ちょっと御報告いたしますと、現在のガイドラインによると、今、竹岡議員が言われたように、当初市から提示した仕事以外をやる必要が生じた場合は、協定の変更で対応するということになりまして、市が求めた業務を指定管理者ができなかった、やらなかったような場合は、指定の取り消しで対応できるという状況であります。が、今の試行期間の設定についても、調査のうえ検討

させていただけたらと。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） あと3分しかありませんが、何を最終的には申し上げたかよくわかりませんが、要は監査の、今、その、健全化法ができてからこっち、非常に短時間の間に仕事を消化しなくちゃならない。まあ、できるだけ雑にならないように、一生懸命取り組んでおりますが、まず、増員についてはお答えがいただけませんでした。それから、常勤化についてもいただけませんでした。その辺も一つの宿題として、検討課題としてお考えをいただきたいと、このように要望申し上げまして一般質問を終わりたいと思います。どうも、おつき合いありがとうございました。

.....

議長（秋山哲朗君） この際、暫時2時10分まで休憩をいたします。

午後1時56分休憩

.....

午後2時10分再開

副議長（布施文子君） 休憩前に続き会議を開きます。

議長が所用のため席を外しておりますので、これより副議長の私が職務を務めさせていただきます。御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

一般質問を続行いたします。河本芳久議員。

〔河本芳久君 登壇〕

10番（河本芳久君） 友善会所属の河本芳久でございます。最後までございますけれども、通告に基づきまして、総合観光振興計画と生涯学習に関する事項について質問をいたします。

第1点目の質問は、今、美祢市が総合観光振興計画を策定されようとしております。この計画作成に当たって、自然環境の保全、すなわち特別天然記念物、とりわけ国宝に値する秋吉台・秋芳洞の貴重な文化財の保護、また、国定公園としての自然環境の保全について、市長はどのような考えをもって、この計画をこれから実行されるのか、この点についてお伺いしたいと思っております。

いわゆる、自然保護と観光振興の両立について考えていかななくてはならないと、

こう私は受けとめておるが、執行部としてこの辺の考え方はいかがであるかということでございます。

ここで、少し私の質問の意図を述べさせていただきたいと思います。村田市長は、価値ある観光資源を積極的に生かし、観光交流の拠点として美祢市の活性化を図ろうとされておりますが、私も異論はございません。ぜひ、市民の御協力、また積極的な対応で、これを推進していただきたいと思います。

御案内のとおり、秋吉台及び秋芳洞の価値は、自然が3億年という長い長い歴史をもって作り上げた大自然のすばらしさです。特に、日本を代表するカルスト地形にその特色があることは、よく知られているところでございます。

また、そこに生息する動物や植物にも、秋吉台でしか見られない現象もあります。例えば、アキヨシアザミのように、秋吉台固有の植物として注目されております。アキヨシといった学名のついた動物や植物は数多く存在しております。また、カルスト地形についても学術的に高い評価され、このことが、また観光資源としての価値を高めているところでございます。

要するに、学術観光地として世界にアピールし、積極的にたくさんの方が来ていただけるような、そういう施策をこれから考えていくことは非常に大切なことです。それがために、今、検討されておりますジオパーク構想についても、私はこれ大切なことだと受けとめております。

かつて、昭和31年、この台地がアメリカ海軍の空爆演習地として使用される状況にあったのを、日本や世界の科学者たちが、また、地元住民、さらには山口県が結束して、積極的に国やアメリカに働きかけ、カルスト台地を守った歴史がございます。

この演習地を取りやめた最大の理由は、この台地は人類のために、文化財として形成され保存されるべきであるという意見が採択された、このように承っております。この原点を忘れてはなりません。貴重な自然環境を破壊してはならないというこの思いは、私たちが後世に伝えていく責務があるかと思っております。

特に、日本最大のカルスト台地、秋吉台の形成の過程は、すなわち、秋吉台造山運動、これは日本列島の生い立ちと深く関わっており、また多くの化石は地球の成り立ちをする貴重な資料となっております。

平尾台も同じようなカルスト台地でございますが、これは熱変成を受けて、化石

が全部破壊されております。ここの秋吉台のような、いわゆる地球の歴史を知る化石は、ここは一番豊富であるということでございます。

要するに、自然保護と保全並びに活用のバランス、これを総合観光計画でどのように考慮されているか。秋吉台、この自然の保全、これが円滑に行われるような条例や規則などの整備も、やはり待たれております。保護を全面に出したスタイルの観光振興計画、これがやはり秋吉ならではの、美祢市ならではの観光振興に一番いい、世界にまた訴える、私は機会ではないかと思っております。

質問の第2点は、これらの特別天然記念物、これらを保護する体制についてお伺いしたいと思っております。

秋芳町の時代においては、管理事務所を設置して、保護活動を積極的に行っております。しかし、観光収入の大幅な減少に伴って、この活動体制は縮小されました。いわゆる、洞に入って来る収入の一部は秋吉台を守るために使うべきである、ということが採択されていたわけです。

しかし、観光収入の大幅な減少に伴い、合併前は、博物館に管理事務所兼務の職員が3名余り配置されておりましたが、現在はどのような状況になっているのか、このことについて、これは直接文化財の保護管理は教育委員会だと思いますが、この点についてお尋ねします。

それから、3番目でございますが、秋吉台のカルスト台地の草原は、山焼きと言う人工的な手を加えることによって草原が維持されているわけです。もしこれが、山焼きがなかったら、灌木に覆われて、草原というものはなくなります。ところが、この山焼きを行うためには、たくさんの人の協力、これが必要でございます。

今、多くの課題を抱えております。高齢者、そして人口減、これに関わる集落の人たち、例えば、私の別府地区でございますが、13集落ぐらいございますが、その中の、秋吉台に山焼きにかかわる集落は3集落。それらの集落の中で、機械を持って台上に上がって火道切りをし、また、山焼きに参加するということは、大変な労力であり、また、高齢者のために山に上がれない人もおられます。まあ、こういったことで、この対応について、どのようにお考えであるか、こういったこともお尋ねいたします。

さらに、この観光振興計画を策定されるに当たって、地元住民、特に秋芳洞、秋吉台は、私有地が大半でございます。秋芳洞は、国の財産であり、この財産の管理

は美祢市が指定されている。いわゆる、秋芳町時代に指定管理。そうすると、やはり、周辺の住民の協力なくしては、この指定管理がうまくいかない。この観光振興計画策定に当たって、どのように地域住民と協議を重ね、また連携を取っておられるか、このことについてもお尋ねいたします。

5番目として、学術的観光都市として秋吉台をアピールするために、40年余りに台上に科学博物館が設置されました。この果たしてきた役割は、世界的な学術研究もありますが、やはり観光客として来られた方々に秋芳洞のすばらしさを説明する展示資料、また職員の対応、こういったことで多くの役割を果たしてまいりました。しかし、今は老朽化しております。建て替えが急がれております。今後、この学術観光都市としてアピールするためには、この施設をどのように考えられておるか、教育長としての考えをお尋ねいたします。

次に、生涯学習についてお尋ねいたします。

本年度11月7日に美祢市民館で美祢市生涯学習のまちづくり推進大会が開催されました。この席で、功労者の表彰や活動の紹介も行われました。平素の生涯学習の取り組み状況について、大変参考になりましたし、教育委員会の平素の御努力に対して敬意を表すものでございます。

ところで、生涯学習推進に当たって、私、大変疑問に思っていることを二、三質問させていただきます。

第1点は、推進構想と言うか、まちづくりの推進体制と言うか、これは法的には県段階は推進体制をつくらなくてはならないと、整備しなさいと、こういう法的な拘束力がございます。

市町村段階においては、県の推進構想を参考に、それぞれの対応がなされるわけですが、美祢市においては、かなり前から推進構想として市長をトップに推進構想がなされ、各関係機関の連絡調整の幹事会も設けて、そして、生涯学習のまちづくり構想がなされておるようです。この点について、今どのようになっているかお伺いします。

第2番目の問題は、1人1学習、1スポーツ、1奉仕というスローガンのもとに、基本理念と美祢市では言っておられますが、考え方で、生涯学習のまちづくりが推進されております。

私、一つわからないのは、多くの人からも質問を受けるのは、学習に当たって、

いわゆる生涯教育、行政の立場は条件整備をするものですから、生涯教育を推進するわけですから、学ぶ市民の立場からすれば、自分たちの学習ですが、その学習の中に1奉仕というスローガン、理念があります。これ、教育とどうかかわっているのか。

教育基本法は人格の完成を目指すという、いわゆる自分自身の資質を高めるといのが教育。奉仕というのは、結果としてそういう奉仕の活動が奨励されるべきであるが、目的として奉仕という概念はいかがお考えですか。私も十分な説明ができにくいからお尋ねいたします。

次に、3点目として、生涯学習の推進の拠点は何といても公民館です。公民館活動の現状についてお尋ねしたいと思います。これは、人的な条件整備や教育予算、施設、そういったものを総合的に、一つ現状を報告された後に、再質問で行いたいと思っております。

壇上における質問は、一応ここで終わらせていただきます。

〔河本芳久君 発言席に着く〕

副議長（布施文子君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 河本議員の御質問にお答えをします。

まず、第1の、1点目の観光振興にとって地域住民の協力は不可欠である。特に秋吉台、秋芳洞及び弁天池における地元との協力体制はとの質問についてであります。

私は、交流拠点都市、観光立市を目指すことを政策の重要な柱として、平成21年度に第1次美祢市総合計画を策定したところであります。この総合計画を上位計画として諮問しておりました美祢市総合観光振興計画の答申を本年11月、ですから先月、審議会より頂戴をしたところであります。

この計画では、一つの基本理念、五つの基本方針、18の基本施策を設け、このうち今後5ケ年で実施すべき九つの重点事項を掲げております。

この中の基本方針のトップに、美祢市の観光振興を支える人と組織を輝かせるというものを挙げておりまして、これは、市民の皆様が観光振興に関わる仕組みの構築や人材の育成を通して観光全体の底上げを行うとともに、団体や事業者などの観光振興につながる動きへの支援、そのための体制づくりを行うことといたしており

ます。

さらに、これを達成するための基本施策として、市民総参加の観光地づくり、おもてなしのひとづくり、団体や事業者をつなぐ仕組みづくりを推進をしていくということにしております。

観光振興は、地域の活性化の大きな活力源となることから、地域住民の方や団体の方、事業者の方々と共存共栄を図るため、ともに協力をしながら官民一体となった取り組みが必要不可欠であると、私は強く考えておるところでございます。

御質問にありました秋吉台・秋芳洞におきましては、地域住民の方や環境保護及び学術的観光について積極的に活動されている団体、また、弁天池周辺におきましては、害虫駆除、弁天池の清掃、あるいは名水特産品直売所や名水ふれあい広場の管理などをされている地域住民の方や団体の方々とも連携が図れるような体制づくりを、総合観光振興計画に沿って実施をしていきたいというふうに考えております。

続いて2点目の、秋吉台・秋芳洞の保護活動の体制は十分であるかとの質問であります。

秋吉台及び秋芳洞は、日本を代表する自然遺産であります。ということは、言うまでもないということですね。先ほど河本議員も壇上で質問の中でおっしゃいましたけれども、観光振興は、その自然保護の上に成り立っておりますので、自然環境を大切に、保持していかなければならないことは当然のことです。

秋吉台及び秋芳洞の保護・管理につきましては、文化財保護法や自然公園法でも規定をされていますが、市といたしましても、秋吉台・秋芳洞の適正な管理・運営を図る目的で、美祢市特別天然記念物秋吉台管理条例や美祢市秋吉台洞窟保護管理条例を既に定め、保護活動を行っております。

文化財保護課といたしましては、秋吉台管理員2人をおいて、秋吉台上等をパトロールをいたし、秋吉台や洞窟の保護・管理の適正を期するとともに、探勝者等、これ、探険をされる方とか歩かれる方、探勝者等の相談に応じたり、指導を行ったりしております。また、総合観光部においても、職員が秋吉台の台上及び秋芳洞の洞内を日々巡回をいたしまして、保護・管理に努めております。

さらに、秋吉台科学博物館では、学術的な面から、自然に関する調査研究を進める一方で、毎年全国から多く訪れられていただきます修学旅行生や観光客の方々に対しまして、秋吉台の講座や化石採集体験の学習を行い、自然のすばらしさ、大切

さを知ってもらう活動も行っております。

なお、秋吉台を核といたします自然保護団体に美祢市自然保護協会等がありまして、これまで相互に協力して、秋吉台・秋芳洞の自然保護活動を行っていただいておりますが、今後も自然資源の保護等、広く自然保護に努めるとともに、自然保護思想の普及を図るため、諸団体等の連携と協力のもと、秋吉台・秋芳洞を守っていききたいというふうに思っております。

次に、自然保護を前面に出した観光振興計画の策定は考えられないかとの御質問でございます。

本市には、国定公園または特別天然記念物に指定をされている秋吉台・秋芳洞を初めとして、景清穴、それから万倉の大岩郷などの天然記念物、また県や市が天然記念物として指定している樹木などが、数多く点在をいたしております。これらすべては、市の貴重な財産で、また、資源でありまして、特に秋吉台・秋芳洞におきましては、文化財保護法や自然公園法のもと、しっかりと保護していかなければならないものであります。

このことから、美祢市総合観光振興計画は、幅広い分野から参画をいただきました審議会委員の方々に、あらゆる角度からの観光振興策を総合的に御審議をしていただきまして取りまとめられた観光振興計画になっているものと考えております。具体的に申しますと、美祢市固有の資源を守り、生かし、価値を高めること、これを基本方針とし、自然環境の保全と活用を基本施策として掲げております。

そこで私は、ラムサール条約に登録をされております秋吉台地下水系及び特別天然記念物である秋芳洞、そして国定公園である秋吉台をしっかりと保護をすることに加えて、これも先ほどちょっと触れられましたけれども、市全域の地質資源を守り、育て、生かすために、世界ジオパークの認定を目指すことにしたところであります。このことから、観光振興計画の重点事項の一つに、市民協働参画による世界ジオパークの認定を挙げております。

ジオパークは、地質学的に他に類を見ない自然資源を保護し、観光を通して多くの皆さんに知っていただくための活動をなされていることが登録の条件となっております。私は、市内に点在をする自然資源を官民一体となって保護しながら、これを観光に生かしたいという、私の思いと、このジオパークの趣旨が一致をしているというふうに考えております。

また、このジオパークの登録については、1点目の御質問でありました地域住民との協力体制にも大きく関わってくるものであります。昨年度に、観光振興特別委員会の最終報告書でも、ジオパークの登録を重点項目として位置づけておられ、引き続き、本年度から観光交流推進特別委員会でも、さらに踏み込んだ議論をいただいているところであります。

このように、特別委員会の御提案とも整合を図っている美祢市総合観光振興計画の中で、明確に自然保護を位置づけているところであります。

以上述べましたように、自然を保護しながら、これを大切に活用することによって、観光振興を図っていききたいというふうに考えております。

次に、3点目のこれからの秋吉台の山焼きについてであります。

我々美祢市民の誇りであります秋吉台のすばらしい景観は、約600年前から行われております山焼きにより、秋吉台の草原が山林化することなく維持されていることの重要性は、私も十分認識をしているところであります。このすばらしい財産を未来へ残していくためには、将来におきましても引き続き山焼きを実施していかなければならないと考えているところであります。

これまでは、隣接の山林への延焼を防ぐための防火帯の設置や、それから火入れといった作業につきまして、秋吉台周辺の関係集落の方々の御協力を得ながら実施をしてきたところであります。

しかしながら、これも先ほど触れられましたが、近年におきましては、次第に進む高齢化に伴いまして、山焼きに関して長年培われた豊富な経験を持っておられる方が少なくなっている状況にありますので、市職員の多数の動員を初め、ボランティアを募集することにより、山焼きの実施をするための人材を確保するとともに、これまで培われた技術や経験を受け継ぐことにより、山焼きを将来にわたり継続して実施できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

4点目の秋吉台科学博物館のあり方について以降につきましては、教育長より答弁をいたさせます。

壇上よりの答弁については以上でございます。

副議長（布施文子君） 永富教育長。

〔教育長 永富康文君 登壇〕

教育長（永富康文君） 河本議員の秋吉台科学博物館のあり方についての御質問に

お答えいたします。

まず、秋吉台科学博物館の現状についてであります。

秋吉台科学博物館は、秋吉台の学術的調査を行うとともに、研究者への協力・援助を行い、その学術的重要性を広く世間に知っていただき、さらに特別天然記念物秋吉台・秋芳洞の保全を行うことなどを目的に、昭和34年に開館し、これまでに多くの学術的研究成果をあげるとともに、学術観光・自然保護にも貢献をしております。

現在、職員の構成は合併前とは変わっておりますが、博物館の業務につきましては、関係者の協力も得て、これまでとほとんど変わりなく遂行できているものと考えております。また、修学旅行の化石体験学習を土日にも受け入れることを始めるなど、学術観光の推進に力を入れておるところであります。

しかしながら、経年による施設の老朽化も進んでおりますので、今後できる限り施設の整備や最新の研究成果を生かした展示の工夫などを行い、魅力ある博物館づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、天然記念物の保護活動についてであります。

新美祢市発足以前は、秋吉台管理事務所が設置されており、秋吉台の自然保護や維持管理を行っておりましたが、次第に組織が縮小され、現在では、博物館が管理事務所の業務を行っております。

そのため、かつて管理事務所が行っていた野外業務については、博物館の職員だけでは対応が難しいことから、2名の秋吉台管理員を委嘱し、秋吉台地域の巡視を行い、自然保護や危険箇所の防護柵の設置・補修を行っております。また、山口県自然公園管理員、総合観光部の職員を交えた管理員会議も開催し、危険箇所の安全対策や自然環境の保護管理に努めております。

秋吉台の自然を守り、魅力ある観光を維持していくことは、本市にとりまして重要な責務でありますので、今後も博物館が中心となり、関係機関との連携を強め、秋吉台の保護・保全に努力してまいりたいと考えております。

次に、博物館協議会の現状と住民団体との連携協力体制についてであります。

現在、秋吉台科学博物館協議会委員には、市内の小・中・高等学校からの代表者、社会教育委員の代表者、観光関係者、自然保護関係者、学識経験者より8名の方々を任命しております。協議会は、年2回開催し、博物館の運営についての御意見等

をお聞きし、博物館の運営や業務の遂行に反映させております。

また、住民団体との連携協力につきましては、現在、美祢市自然保護協会や秋吉台の自然を親しむ会などと協力し、秋吉台の自然保護活動等を行っております。

今後は、他の団体とも協力し、自然保護や学術研究についての連携をより深め、さらなる博物館の活性化につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、第2の美祢市の生涯学習まちづくりの取り組みについてであります。

まず1点目の生涯学習まちづくり推進体制はどのようになっているか。推進構想はについてであります。

美祢市では、新たなまちづくりの計画として、本年3月に自然と調和し、うるおいと活力に満ちたやすらぎと交流の里を将来像とする第1次美祢市総合計画を策定し、その中でひとの育成を達成するため柱の一つとして生涯学習のまちづくりを掲げております。

生涯学習のまちづくりとは、市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習するとともに、その成果を適切に行かせるようなまちづくりのことです。そのようなまちづくりを計画的に推進するためには、我々行政だけでなく、市民の方々から御意見をいただきながら実行していくことが重要であります。

そのため、生涯学習のまちづくりに関わっている団体や関係機関、学識経験者など38名の委員からなる美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会を組織し、その中で生涯学習のまちづくりについて具体的な計画を協議していただき、その御意見を踏まえて事業を実施しているところであります。

生涯学習の推進構想については、先ほど申し上げましたように、第1次美祢市総合計画が策定されましたので、その趣旨に基づき、今後生涯学習のあり方について検討しながら具体的に推進してまいります。

次に、2点目の一学習・一スポーツ・一奉仕の取り組み状況と生涯学習アドバイザーの設置についてであります。

本市では、生涯学習を進めるに当たり、基本理念として一学習・一スポーツ・一奉仕を掲げております。この理念のもとで、本年度は社会教育施設を拠点とする地域コミュニティづくりの促進と学習活動の充実を基本目標に掲げ、さまざまな施策に取り組んでいるところであります。

その施策の一つとして、公民館活動の充実があり、ふるさと学習、町民講座、科学教室、高齢者教室などの学級・講座・教室等を開設し、多くの方々の参加を得ているところであります。

また、体育祭、ハイキング、グラウンドゴルフ、バレーボールなどのレクリエーション活動も盛んで、どなたにも参加していただけるプログラムを用意しております。その他、夏祭り、収穫祭、3世代交流などの地域ふれあい活動、人権啓発や人権学習などの人権教育、子供会や文化団体などの社会教育団体の活動も盛んであります。奉仕活動では、市民総社会参加活動や公民館周辺の草刈り作業などを実施しております。

次に、生涯学習アドバイザーの設置についてであります。

生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において行われる生涯学習について、その活動を支援・推進するのが生涯学習アドバイザーであります。本市におきましては、生涯学習の拠点施設である公民館の職員がその役割を担っております。

公民館職員は、英会話や竹細工などの指導ができる講師が登録されている人材バンクを活用して、公民館の教室や講座等が魅力あるものとなるよう努めているところであります。現在、この人材バンクには8部門に75人の方々が登録されております。

最後に、3点目の生涯学習の拠点といわれている公民館活動についてであります。

まず、活動状況についてであります。平成22年度の公民館活動としては、先ほど申し上げましたような学習活動、レクリエーション活動、地域ふれあい活動、人権教育、社会教育団体支援や奉仕活動など、地域の要望や地域に必要と思われる活動を行っております。

次に、この公民館活動を支える人的配置並びに施設整備状況についてであります。潤いと活力に満ちた交流の郷を実現するため、公民館を生涯学習推進拠点と位置づけておりますので、生涯学習の推進を図る立場から、生涯学習をコーディネートし、適切なアドバイスを行うには、専門的な知識と経験を持った社会教育主事を配置・育成することが望ましいと考えておりますが、社会教育主事の資格を有しない職員が配置される場合もあります。そのため、公民館職員には、生涯学習に関する研修等に積極的に参加させ、その資質向上を図っているところであります。

次に、施設の整備状況についてであります。

市内には13の公民館を設置しておりますが、中には建物の老朽化が進んでいるところもあり、いずれ大規模改修や建て替え等を実施する必要があると考えております。しかしながら、老朽化した施設は、公民館だけにとどまらず、市役所本庁舎や総合支所など数多くあることから、今後、これらの建物をどのようにしていくのかを総合的に判断することになると思われまますので、公民館についても、その中で検討することになるかと考えております。

近年は、放送大学、インターネットを活用したeラーニング、大学出前講座、通信教育、カルチャーセンターなど、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することが可能となる学習環境が整備されつつあります。

このような中で、公民館は生涯学習の地域拠点としての役割を果たしていくという使命を担っております。今後とも、公民館が地域の利用者にとって魅力と活力ある生涯学習施設であるようその整備に努め、生涯学習の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（布施文子君） 河本議員。

10番（河本芳久君） たくさんの質問を投げかけましたが、この質問項目は、これからさらにどう取り組まれているか、これを今後の私の行政チェックの項目にしたいと思っております。で、きょうは大変詳しい答弁をいただきましたが、三、四点ばかり再質問をさせていただきます。

第1点目は、総合観光振興計画。これは、実践に当たっては官民一体は不可欠であり、そのような姿勢で現に連携を深め、この実施計画を、5年計画を今策定したと、これから実践すると。大変心強い答弁がございましたが、一つお伺いしておきます、第1点は。

それは、行政改革の一端として秋芳洞の管理、これを外部委託、いわゆる指定管理制度に移行する。そういう構想も出ておりますが、このような問題について、地元の方々、特に秋芳洞にかかわるこういう組織や団体がございますが、特に地元の方々との協議は行われているのかどうか。また、その辺の感触はどうであるか。この辺を第1点お伺いします。

副議長（布施文子君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 只今の御質問ですが、秋芳洞を指定管理に出すという話は、初めて聞きました。まったく私はそんなことは今考えておりません。当然のごとく、議員の方々も御承知でしょうけれども、現在特別会計で、市の直営という形で、この秋吉台、秋芳洞を中心とした観光事業はさせていただいています。

具体的な施設につきましては、指定管理に出しているところはありますけれども、秋芳洞本体については、あくまで直営でやるということ。これは、御承知のように、旧秋芳町の時代より引き継がれておる多額の累積赤字もあります。15億を引き継ぎましたけれども、只今3億、4億近い金をもう返しましたけれども、まだそれでも11億からの累積赤字を抱えておる。これはやはり直営でやっていく必要があるというふうに私は思っておりますので、今、そういうことを、地元の御意見を聞いたるかという御質問だったのですが、私は全くそういうことを考えたこともないですし、どこでしゃべったこともありませんので、お答えをしかねるということです。

副議長（布施文子君） 河本議員。

10番（河本芳久君） 実は、昨年、いわゆるこの受付業務や案内業務、それを外部委託と言ったときに、地元の方々は大変驚いておられた。そういう経緯がございまして、そういったところも、市の責任において、現在の職員体制でやられるということについては私は異存はございますが、もし、そういう、この行政改革会議の中でそういった話が浮上すれば、大変、これは地元と不安がある。この点について、もう一遍確認したいと思います。

副議長（布施文子君） 村田市長。

市長（村田弘司君） ちょっと、河本議員勘違いしておられるようですがね、きのうからきょうにかけて、指定管理者の話随分、提案説明の中の、その後の質問でもいたしましたし、きょうの一般質問でもしましたけれども、この指定管理者制度と、それから、市が、地方自治体が直営をしておる中で、一部を管理委託に出すということは、全く別のもんです。

で、行政改革を進めていく上の中において、特に、今申し上げたように、秋芳洞を中心とした観光事業は非常に多額の累積赤字を抱えておるということ。で、合併した直前に四十数名いた正規職員を、今20名まで減らしました。ですから、半分に減らしたということですね。だからこそ、今、単年度で2億程度の黒字を出しておるという状態になったわけです。ですから、今、累積赤字を解消していき

ます。

その中であるいろんなセクション、部署において、外部に委託をする。ですから、いろんな案内をしていただく人を、外部からより優秀な方をお願いをして、委託をして、秋芳洞の案内をしていただくとか、そういうことをしておるということですので、これは私が今やっておるコストパフォーマンスに満ちた、そして、サービスが低下しない秋芳洞を中心とした観光事業を実現するという中で実践をしておるということで、指定管理に出すということとは、また別の話でございます。

副議長（布施文子君） 河本議員。

10番（河本芳久君） 今、指定管理については考えていない。これは大変心強い御答弁いただきましたので、そのことはこれから秋吉台が、やはり市の責任においてしっかり管理運営し、そして魅力ある観光計画がこれから実施される、大変心強い答弁いただきました。

ただ、外部委託については、個人のいろいろ力を、いわゆる、導入して、これを活用したいと、だから委託と言っても、組織的なものに委託するのではない、こう私は受けとめて、この問題は終わりました。

次に、今一番心配しておるのが、保護管理体制の中で、2名のパトロールとっておられますが、2名のパトロールだけで保護管理が十分だろうかあとというのは、台上には無数のチバスとあって、深い危険な場所がある。それには有刺鉄線がずっと張られておる。で、そういったものをチェックしながら見回っていくのは大変な仕事です。

また、台上の、特に特別天然記念物に指定された区域の岩石とか植物は、採集してもいけないし、持ち出してもいけない。そういう厳しい取り決めがなされて、法的な制限がございます。そういった面で、この、2名の外部であるパート職員で、それを管理していると言われましたが、これは少し厳しいんじゃないかなという思いがするのと。もう一つは、現状を保護し、そしてこの現状変更が必要な法的な手続、そういったものは、県や国に申達しなければならない。そういった事務的な手続、これ大変なんです。こういったことについて、兼務辞令で対応ができるのだろうかという思いを持っている。この辺はいかがですか。

副議長（布施文子君） 高橋文化財保護課長。

教育委員会文化財保護課長（高橋文雄君） 只今の河本議員さんの御質問にお答え

いたします。

まず、監理員が2名では不十分ではないかということではございますが、1名週3日以上という勤務体制で2名をお願いし、ほぼ毎日のような状況で台上あるいは洞各地を回っております。また、管理員だけではございませんし、先ほども教育長の答弁がございましたように、県の林業事務所が雇用しております県の管理員さんのほうも、ずっと巡回等をしておりますので、現状でかなりカバーできているのではないかと考えております。

また、現状変更等の手続でございますけども、これは、文化財保護法によりますと、今現在、市のほうに、ある程度の現状変更の簡易なものについては、市で許可できるということで、文化財保護課のほうで手続をしております。

また、今度は国定公園のほうの関係になりますと、これは県のほうが行う許可申請等になりますので、これは農林事務所のほうでやっていただくという形で、全く別のものがございます。ですから、これは大変、二つの場所でやっていただくということで申しわけないんですが、これは現在の法律上、あるいはそういう条例上仕方がないのではないかと考えております。

以上でございます。

副議長（布施文子君） 河本議員。

10番（河本芳久君） 私がこだわるのは、答弁要りません、背景だけちょっと執行部の方々、御認識があるかと思いますが、やはり市民としてこういった問題は知っておくべきだと。秋芳洞に150万から200万人観光客が来るようになりまして、その受け入れ体制のためにエレベーターを設置した。黒谷隧道を貫通した。また、台上に道路をつくっていった。ということで、これは日本の学者、大変な怒りをもって、これを見たわけです。これに対する反対運動も、マスコミを通じてかなりありました。

自然を破壊して、お客さんだけ入れりゃあいいのかと。このときに、初めて県も、美東町、秋芳町がマスタープランをつくって、管理体制を強化していく。洞の一部の、入場料の一部も、この管理をするためにいただいているんだと、こういう認識のもとに、管理事務所が十数名の職員体制で整備されたんです。そういう背景がある。

しかし今は、そういうたくさんな観光客ではございません、60万、70万人で

すから。そういう時代とは違いますけれども、原点は米軍の空爆基地を阻止した、その背景がしっかり市民に受け継がれてないと、いつの間にか開発優先になってはならないと、この原点を私が訴えておる。これはいいです答弁。

次に、秋吉台の草原の維持、これ大変、もう帰化植物、セイタカアワダチソウが出て、そして灌木が大変大きくなって、いわゆる草原が山林化している現象が各地にある。そういったところをパトロールしながら、どう対応したらいいとか、これ、当然やらなくちゃ。で、そういう面で、農林サイドからの対応では、もう地域住民の協力は得られない現状。そうすると、観光振興でこの草原を維持するということになれば、それなりの全市的な対応が必要ではなかろうか。

特に、火道切りが大変なんです。この辺について、何らかの打開策とか対応、これから検討する、そういったことはできないだろうか。というのが、山焼きが1度ですから、2月中旬の日曜日。観光客もたくさん来ます。そうすると、日にちの変更というのが簡単にできません。天候次第によって、風向きによって、山焼きが大変難しい状態、ほとんど山が焼けないで、そしてそのまま次の年になる。そうすると、背丈以上の草になる。そうすると、下に生える植物、センブリであるとか、タカナバだとか、固有の動植物の生息にも変化を来す。草原を維持するということで、今後観光面からの手入れ、今、市長さんは、職員の対応とかボランティア、いろいろ言われましたが、何らかちょっと打開策があれば、町民の方も、関係住民の方も、安心されるんじゃないかと、こう思っております。この点について、何らかの対応が考えておられますか。

副議長（布施文子君） 齊藤建設経済部次長。

建設経済部次長（齊藤 寛君） 河本議員の再質問でございますが、現在、山焼きにつきましては農林課のほうで対応いたしております。市長答弁にもありましたように、美東・秋芳地域の、これに携わっている方の人々たちがかなり高齢化して、大きな負担となっております。これらを、この草原は、美祢市の貴重な財産でございますので、後世に引き継がなければなりません。そのために、山焼きは今後とも続けていかなければならないわけですが、先ほど言いましたように、高齢化が進んでおりますので、これは美祢市全体の問題として、旧秋芳町、旧美東町の方々ではなく、市全体として、今でも連合山口とか高校生、それから中学生にも火道切り等お願いしてるわけですが、これをもう少し枠を広げて、適正に行われるようにして

いきたいというふうに、農林課のほうでは考えております。

以上でございます。

副議長（布施文子君） 河本議員。

10番（河本芳久君） ありがとうございました。一応、観光振興計画にかかわる問題については、一応考え方をしっかり受けとめましたので、やはり、議会も地域住民も行政も一体となって、美祢市の活性化のために、この資源を生かす、これは大切なことだろうと思います。また、協力もしていかななくてはならないと思います。

さて最後に、時間がもうないんですが、生涯学習の中で一番核となる公民館。で、この公民館、13館ございますが、まず人的な配置、社会教育法では、公民館設置の義務と館長を置きなさいと。そして、公民館主事、それは普通の一般の職員とは違って、教育に携わる、そのための資格として、社会教育主事という資格を取る。しかし、それは全部取ることは困難でございます。

しかし、現状は、今13館は、すべて館長、主事が兼務辞令で、支所職員というのが表書き。公民館職員というのは兼務で、企画員が公民館主事という名称でない。かつて、合併までは、美東、秋芳はそれぞれ専任の主事がおった。旧美祢市も、多分そうであったと思いますが、人的な整備というものについて、どのように今後構想されるか。

それから、公民館に対する予算、また公民館がどんな仕事をしておるか、こう、今まで10年、20年前の資料も見て、また、予算措置もずっと見ましたが、秋芳町時代の予算、公民館に係る講師謝礼、報償費、需用費、そういったものを見ましたら、22年の美祢市の予算と大体額が同じくらい。ましてや、20年前は、1公民館で100万円ぐらいの報償費、需用費、活動費があります。1館当たり、今、10万円にもなっていない。そういう予算の組み方はいかがなものか。

従来は、国が教育レベルの基準を設けて、何々学級、何々事業という補助金を、どんどん、この市町村に持って来ておった。しかし、地方分権の時代で、地方交付税の中にそれが入ってしまった。入ったがために、市町村の裁量で、どこに使うかというのが見えなくなった。そのために、一番しわ寄せができたのが教育予算。とりわけ公民館。そういった問題について、教育長。予算、人事の面でいかが考えておられるか、お聞きします。

副議長（布施文子君） 永富教育長。

教育長（永富康文君） 河本議員の再質問にお答えいたします。

まず、公民館の職員の問題でございます。確かに、社会教育主事の資格を持っている者が公民館の業務を担当すれば一番よろしいわけですが、市職員として採用されておりましたので、必ずしも公民館職員として採用されたわけではございませんので、そういうふうな社会教育主事の資格を持った者が、必ず公民館に配置されるというわけでもございません。

もちろん、そのような資格を持った者が配置されるように心がけておりますが、いろいろとその人事の問題もあるし、いろんな部署を経験することで職員の職能成長もありますので、そういう立場で人事が恐らく行われているんじゃないかと思っております。そういうふうないろんな部署を経験することで、また、再度公民館に帰ってきますと、その力量がさらに発揮されるというふうに思っております。

で、ただ、そうは言いましても、社会教育主事の養成ということにも力を尽くしております。予算上は、毎年1人の社会教育主事の資格が取れるように、派遣するようになっておりますし、そういうふうな努力もしておりますし、それ以外の者がつく場合もありますので、それにつきましては、さまざまな生涯学習に対します研修機会等を活用しまして、資質の向上に努めているところでございます。

確かに、昔に比べれば少ない人員かもしれませんが、今日は、先ほど申し上げましたように、生涯学習につきましては、あらゆる学習機会が提供されております。大学の出前講座とか、あるいは放送大学とか、あるいは教育テレビ等々ございますし、民間のいろんな機会もございます。そういう中で、市民の方々が選んで自分の学習を進めていくという時代でございますので、その中で公民館がどういう役割を果たしていけばいいのか、どういうニーズがあって、どういう役割を果たしていけばいいのかということについて議論をしながら進めていかなければと。

ともかくも、人的に少のうはございますが、しっかりやっているというふうに私は思ってますし、また、皆さん方の御支援をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、経費の問題でございますけども、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、今のその財政の縮減が、予算の縮減が求められている中におきましては、少ない予算で効率的に業務をせざるを得ないということでございます。その辺で、ぜひ御理解もいただきたい。で、できないところは、河本議員も恐らくお

ってとは思いますが、地域の方々のお力をお借りしながらやっていかなければいけないかというふうに思っております。

教育委員会といたしましても、確かにいろんな課題がありますが、その課題について、すべてに取り組むと、そのすべてに予算をつけて厚く取り組むことはできませんので、何が一番今重要なのかと。選択と集中と言いますが、そういう点で、私は、やはり今一番求められていますのは、将来の美祿市を担う若い子供たちの育成でございますので、それにはしっかり取り組んでいきたいと思っておりますが、そういう点ではまだまだ不十分なところもあるかと思っておりますが、その辺のことはまた御理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（布施文子君） 河本議員。

10番（河本芳久君） 時間も超過しましたので、大変失礼でございますが、ぶっつけな質問いたしました。しかし、市民の声として、教育に対する期待、これがございますので、しっかり今努力されていますが、さらなる努力をお願いします。どうもありがとうございました。

副議長（布施文子君） 以上をもちまして、本日予定されました一般質問を終了いたします。

残余の一般質問につきましては、あす行いたいと思います。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後3時16分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年12月1日

美祢市議会議長 秋山哲朗

美祢市議会副議長 布施文子

会議録署名議員 安島法明

” 南口彰夫